

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成28年12月16日 午前9時58分～午後3時7分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 福田 俊一郎
副委員長 森 満 晃
委員 新 原 春 二
委員 瀬 尾 和 敬

委員 杉 菌 道 朗
委員 井 上 勝 博
委員 持 原 秀 行

○その他の議員

議員 帯 田 裕 達
議員 松 澤 力

議員 落 口 久 光

○説明のための出席者

市民福祉部長 春 田 修 一
市民課長 榊 順 一
環境課長 内 田 泰 二
主 幹 今 吉 幸 英
川内クリーンセンター所長 原 暢 幸
市民健康課長 檜 垣 淳 子
保険・年金課長 西 田 光 寛

障害・社会福祉課長 有 西 利 朗
高齢・介護福祉課長 橋 口 浩 文
主幹兼介護給付グループ長 中 俣 賢一郎
保 護 課 長 小 原 雅 彦
子 育 て 支 援 課 長 知 識 伸 一
主幹兼保育グループ長 平 利 朗

○事務局職員

議事調査課長 道 場 益 男

管理調査グループ員 榎 並 淳 司

○審査事件等

審 査 事 件 等		所 管 課
議案第187号 川内クリーンセンター基幹的設備改良事業工事請負契約の締結について 議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		環 境 課 川内クリーンセンター
議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		市 民 課
議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第183号 平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第197号 平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)		市 民 健 康 課
議案第162号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第182号 平成28年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 議案第185号 平成28年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第184号 平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第198号 平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)		高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		保 護 課
議案第169号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について 議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)		子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第187号 川内クリーンセンター
基幹的設備改良事業工事請負契約の締結について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第187号川内クリーンセンター基幹的設備改良事業工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、改めまして、おはようございます。環境課、クリーンセンターでございます。

それでは、議案第187号川内クリーンセンター基幹的設備改良事業工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。

議案つづりその2の187―1ページをお開きください。あわせて、議会資料も御準備ください。

1番目の契約の目的でございますが、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業工事でございます。

2の契約の方法は、総合評価一般競争入札による契約でございます。

3の契約の金額は、24億3,000万円でございます。

4の契約の相手は、三機化工・植村特定建設工事共同企業体でございます。

提案理由は、本会議におきまして市民福祉部長が説明しましたので省略させていただきます。

次に、187―2ページをお開きください。

3の工事概要でございます。（1）から（4）まで、焼却施設、（2）の粗大ごみ処理施設、（3）の浸出水処理施設、（4）の資源ごみ処理施設がございますが、この内部設備のプラント機器の更新というのが今回の主な工事内容となります。

各施設の配置図につきましては、別添の資料のとおりでございます。

それでは、議会資料の1ページをお開きください。

1番の川内クリーンセンターの現況でございます。川内クリーンセンターは平成7年1月に稼働しまして、もう21年が経過しております。現在、市内全域のごみを処理しているため、施設の延命化が必要となっております。

次に、2の事業方式です。延命化事業の進め方といたしまして、設計・施工・維持管理運営までを一括で発注するDBO（公設民営）方式を採用しております。DBO方式は、民間事業者の持つノウハウ等を活用することができるとともに、運営期間中の事業費を当初段階で確定することができるなど、最小の経費で最大の効果を上げると同時に財政支出削減ができるものでございます。

次に、3の発注方式でございます。発注方式は、総合評価一般競争入札を採用し、入札価格だけでなく、事業者が提出した技術提案書、これは改良工事についてと管理運営についてと事業計画について、三つからなりますが、それにつきまして、外部委員を含めた事業審査委員会で審査をし、落札者を選定していただいております。

次に、4のスケジュールでございます。本年の2月に、実施方針を市のホームページで公表いたしました。4月に、事業者募集の資料、これは、要求水準書、落札決定基準、入札説明書、基本協定書、あと基本仮契約書等でございますが、こちらを市のホームページで公表しております。

8月1日までに、事業者から技術提案書と入札書のほうが提出されております。9月26日に、先ほども言いました事業審査委員会により事業者が選定され、翌日27日の入札契約運営委員会で事業者が決定されました。10月に入りまして、基本協定書を締結し、仮契約に向けた準備が進められ、11月30日に仮契約、基本、建設工事請負仮契約、それと管理運営委託仮契約を締結しております。

今後のスケジュールでございますが、議案を議決いただいた後でございますが、基幹的設備改良工事に着手し、平成32年3月の完成を目指すこととなります。また、施設の維持管理業務委託は、平成29年4月から平成51年度までの23年間となります。

以上で議案第187号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） DBO方式ということで、運営まで全部会社に任せるといっていますが、これは、入札されたのがどのぐらいだったのかとか、そういうことは教えていただけますか。落札したわけですね、今回。入札競争はどういうふうにされたのか。書いてあるけれども、何社ぐらいあったのかということですか。

○環境課長（内田泰二） 入札の公告をいたしまして、事業者といたしましては、最終的に2社から応募がありまして、技術提案書と入札書のほうが提出されております。

事業者名を申し上げますと、事業者名は、現在、川内クリーンセンターの委託をしております三機化工建設株式会社のグループで、構成員は植村組でございます。それと、もう1社が株式会社協和エクシオグループで、構成員といたしまして、南国殖産株式会社、それと日本管財環境サービス会社の2社が応募をしております。

こちらのほうから提案がございまして、それを、先ほども説明いたしました事業審査委員会のほうで審査をしていただきまして、これは価格以外の点の総合で判定をするわけでございますが、価格点の詳細を申しますと――価格点以外の非価格点の部分の説明いたしますと、審査項目が大きく14項目に分かれております。

この中で、審査委員会が出した数字の合計というのが、三機化工建設グループにおきましては40.75点、それと、協和エクシオにおきましては32.90点という数字が出ております。これに入札価格の価格からまた数字を導きまして、入札価格の低いほうが三機化工建設でございましたが、こちらが40点、それと、協和エクシオグループの入れた点数、価格から導き出した点数が36.82点ということで、合計をした数字が三機化工グループにおきましては80.75点、協和エ

クシオグループにおきましては69.72点となり、この価格の総合評価の点数で三機化工グループが落札者と決定されております。落札価格につきましては、107億5,000万円となっております。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 今回は、最終処分場問題は特にさわらない。何も色が塗ってないので、この最終処分場問題については抜きにして、ほかの設備ということですね。

それで、できるだけごみは焼却しないという方向で、要はCO₂の問題とか、それから最終処分の焼却灰の処分という問題でコストがかかるわけですから、可能な限り焼却をしないという方向で計画を立てられているのかどうか。そういう焼却計画ということに基づいて、今回、皆さんが、業者の方々が設計とか、そういうもので提案されているのかどうかということなんですが、その辺の考え方はあるんでしょうか。

○環境課長（内田泰二） 当市の場合は、中間処理をして最終処分場のほうに埋め立てという方式をとっておりますので、焼却をしないというわけにはまいりません。焼却で上がってくる、市民の方が出されるごみの出し方の問題になってくるかと思えますけれども、その点につきましては、リサイクルの推進のほうをしていただいて、焼却するごみは可能な限り少なくなるような方向で今現在行っております。

今回の提案につきましても、中間処理は焼却をして最終処分というような、焼却灰は埋め立てというような方向で提案をするように、要求水準書のほうも記載はしてございます。

以上です。

○委員長（福田俊一郎） よろしいですか。

○委員（杉藺道朗） 設備ですから、経年劣化、老朽化、当然そうなるんだらうというふうに思いますし、今回、この24億3,000万という大きな金額で、延命化を図るということには当然理解をいたします。

今回の延命化事業において、この先、何年程度の延命化となるのか、年次的に、小さな点を含めてさまざまな維持補修的な部分もやってこられておりますし、今回これだけの金額を投入して、向こう何年間は現状で維持できるという、そこあたりを見通しをお示してください。

○環境課長（内田泰二） 何年ぐらいかというこ

とでございます。今回、工事には3年という期間を費やします。その後、23年間、管理委託運営まで、工事期間を含めまして23年間という期間を見ていただくことで、今までは、その都度、機器の不具合等出てまいりましたら大規模改修等しておりましたけれども、今回は、この107億5,000万円という数字の中に、その23年間分の修理に係る経費等も全て含まれております。

ただし、物価変動とか、消費税の改定とか、あと処理量の増減等あった場合は、それに合わせて金額のほうは修正を加えていくというような方向になっております。

以上です。

○委員（杉菌道朗） 計画の中できちっと立てられておるようでありますので、その部分は粛々とやっていただきたいというふうに思いますが。

1点だけ、当然3カ年等々かかる、その工事にかかって、搬入ごみの処理のあり方で支障が出るようなことはないのか。外見含めて、焼却部分とか、いろいろ工事内容があるようでございますけれども、今のこの搬入ごみの量からして、そこあたりの対応はしっかりできるのか、そこを1点。

○環境課長（内田泰二） 工事期間中のごみ処理につきましても、要求水準書の中で、今と処理能力、期間によっては、今現在、炉が2炉ありますので、片方の炉を変えて片方の、半分の運転をするというような形になりますが、現在でも炉の修理をするときは同様の形をとっておりますので、そこあたりも、一番ごみの搬出量の少ない時期とか、そこらあたりを見きわめて業者のほうも提案してきておりますので、特に問題はないと思います。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんでしょうか。

○委員（井上勝博） 107億円ということで、20年間、1年間で5億円ということですね。今までのコストというのはどのぐらいかかっていたんですか。

○市民福祉部長（春田修一） コストでございます。正確な数字というか、概数で申し上げさせていただきますが、先ほど課長のほうから話がございましたように、修繕を含めて、管理運営も含めまして、大体決算ベースで、昨年の決算ベースで6億3,000万程度かかっておりますので、単純に20年としますと120億というような部分が

ございます。そういう意味でも、経費の削減ができてるといふふうに考えているところでございます。

かつ、新しくつくる場合は、どうしても100億ぐらいのオーダーで発注しないといけないということから考えますと、23年間の延長を図ることによって、そのこの分もある程度、その間に延長することによって、その初期投資の部分も削減できますし、また、国の予算を受ける際にも、循環型形成補助金があるんですが、国のほうの考え方としましても、まずは長寿命化計画をした後に新規というような指導もなされておりますので、そういうことからしましても、次回、二十数年後に仮につくりかえるとした場合の補助金投入ということも含めまして有利であるというふうに判断し、今回、長寿命化に入ったところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 大体5億円ぐらいで、管理は任せますよと。そこで修繕が必要になってきても、それは自分たちでやってくださいよと。市はもう107億円で20年間、これでもう契約しますからと。企業の側は、できるだけ故障がなければ、それだけ利益も出てくるということになってくるんですか。そういうことですかね。107億で、故障があったとして、5億円ぐらいかかるといふふうに見込んでたんだけど、故障がなければ利益がふえるということになるんですかね。

○環境課長（内田泰二） 故障がなければ利益になるという考え方ですね。

○委員長（福田俊一郎） ほかにありませんか。

○委員（持原秀行） 焼却施設の中で、内部設備、燃焼設備等の中で、従来どおり、ずっと炉が二つあって、中の耐火れんがとか、いろいろ変えていかれるということですよ。その中で、ある程度、燃焼とか、そういう耐久性のあるものとして、セラミック製とか、そういうところは導入するという考え方はどうか、そういうのは考慮はされなかったんでしょうか。

○環境課長（内田泰二） 今回の業者の提案でございますが、れんが等に今までも劣化があって、交換する回数というのがふえておりますけれども、今回は水冷式のストーカを導入するというので、れんがの劣化、それも抑えられるような方式となっております。セラミックについては、今回は導入しようという考え方ではございません。

○委員（持原秀行）昔から、これを導入したらどうかと。しかしながら、経費的に相当かかってしまうということがあったんですね。ですが、こういう、しょっちゅう変えないかんとかということからすれば、そういう金額的には高くなっても、そっちにしたほうが将来的には安くつくんじゃないかという論議が昔、一昔前したんですが、そこらあたりの導入する計画とかという、そういうのはもう全然俎上にのらなかったんですか。

○主幹（今吉幸英）今回、DBO方式ということで技術提案、業者の方提案をいただいていますので、大きなくくりで、例えば先ほど水冷式とか出しましたが、これ今、三機さんがやっていますけど、特許の関係で、特にこういう方式をしないというのは決めないで、業者の提案に任せたということですね。

また、23年から全部維持管理をしますので、またそこも含めて業者のほうで、最初に投資して立派なのをつくるのか、あるいは毎年毎年、安い経費で、投資には余金をかけないで、維持管理のほうで変えていくかと、そこは業者の提案にお任せしています。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第175号

平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、平成28年度一般会計補正予算の歳出について説明をいたします。

予算に関する説明書（第6回補正）の分でございます。41ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費の環境総務一般管理費23万6,000円の増は、標準報酬の見直しに伴う共済費の調整分でございます。

次に、42ページをお開きください。

4款2項6目し尿処理費の下甌環境センター管理費155万2,000円の増は、平成27年10月から下甌地域で収集しました浄化槽汚泥及びし尿を川内汚泥再生処理センターで処理しておりますが、その甌から川内のセンターまで持ってくる運搬の回数が当初、月8回を見込んでおりましたが、当初の積算より増加したため増額をお願いするものでございます。

以上で議案第175号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）議案第190号平成28年度一般会計補正予算の歳出について説明いたします。

予算に関する説明書（第7回補正）の21ページをお開きください。

4款1項8目環境総務一般管理費、81万2,000円の増は、人事院勧告に伴う給与費等の

調整分でございます。

環境課は以上でございます。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）引き続き、川内クリーンセンター分について御説明申し上げます。

予算に関する説明書（第7回補正）の22ページをお開きください。

4款2項5目ごみ処理費のうち、川内クリーンセンター管理費の増額分は、人事院勧告に伴います職員給与費等の調整の増額分でございます。

以上で、川内クリーンセンター分について説明を終わります。よろしく御審議お願いします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○環境課長（内田泰二）今回は特にございません。

○委員長（福田俊一郎）それでは、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（持原秀行）前も一般質問とかではしたんですが、甌の関係の葬斎場関係とか、今の現状として、今の火葬場の関係ですね。今の稼働状況として、あれから以降、不具合は出てないのかどうか。それと、今後の運営について、どういったような考え方をされてるのかお聞かせください。

○環境課長（内田泰二）甌の葬斎場の関係でございます。以前、説明させていただいたとおり、その後は、今のところ不具合等一切発生しておりません。年度計画に基づいて、機器の点検、修理のほうも毎年実施しております。

今後のことでございますが、さきに長寿命化計画を作成しておりますので、その長寿命化計画の修繕計画等へののった修繕を今後もしていく予定でございますが、あと、甌地域につきましては、

支所、診療所、いろんな施設でございます。公共施設再配置の関係の関係課との会合等もございますので、そこらあたりと調整をとりながら、火葬場の配置についてもあわせて検討をしていきたいというふうで考えております。

以上です。

○委員（持原秀行）それはそういう方法で進めていただくということですが、これ計画立たないですよね、死亡者が出るというのは。ですので、日常的にしっかりと管理をしている人たちとの連携をとっていただいて、島民の皆さんに支障がないように、迷惑かけないように、それはしっかりと取り組んでいただくように、連携を受けてる方、そういうところとしっかりと担当部署との連携をとって、しっかりととっていくんだということを業者にも伝えていただいて、その連携ミスが、漏れがないようにしていただきたいと要望しておきます。

○委員長（福田俊一郎）意見、要望であります。ほかに。

○委員（瀬尾和敬）所管事務調査につき、クリーンセンターについて感じることを言いたいと思います。

軽トラックにいっぱい荷物を積んで搬入します。そして、私がロープをほどいて、ロープを処理しようとしたところには、もう軽トラックの荷物がどどどと処理されていくんですね。何でかという、あそこに四、五人の職員の方々おられて、だだだどと来て処理してくださいます。そして残されたのは段ボールと書籍、これはあっちに願います。この手際の上さというのすごいなと思ってるんです。今後、多分忙しくなる時期ですよ。今もそうだと思いますが、ああいう処理の仕方はいいなと思っています。あの職員の方々はどういうふうな人なんですか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）現在、プラットホームで働いている職員は、運転管理を委託しております三機化工建設株式会社の職員でございます。

基本的には、搬入されたごみについては御本人さんにおろしていただくというのを原則としておりますが、一応、確認はした上でお手伝いをするという形で、そういう作業をするように指示はしております。

以上です。

○委員（瀬尾和敬）とても強烈なお手伝いをしてもらっておりまして、多分搬入された方もある意味感心されてると思います。私はとてもいいことだと考えておりますので、どうかでお会いになられたら、また頑張ってくださいようにお伝えください。

○委員（新原春二）クリーンセンターで出た、たまった灰を焼却をして、以前、佐賀県に持っていったものを、今、川永野の公社のほうに持っていかれますよね。あの関係の、今持っていかれる、どのくらいのものを処理をされて持っていかれるのか。そしてまた、将来的に、あの灰がどのくらいの期間で処理ができるのか。そこら辺は順調にいったらと思うんですけども、もう一回教えてください。

○環境課長（内田泰二）クリーンセンターで発生しました焼却灰は、今委員おっしゃるとおり、エコパークかごしまのほうに運んでおります。発生する灰の種類が、通常焼却しております主灰というのと飛灰、すず、２種類出る分が、これは年間３、５００トンぐらい発生しますので、主灰が２、５００トン、飛灰が１、０００トン出ます。これが年間の数量で、月に直すと三百数十トンですね。これはたまったごとに持っていきます。

それとあと、今まで川内クリーンセンターの最終処分場に埋め立てておりました埋立灰のほうを、以前は大分県、その前は宮崎県、その後は大分県の中津市のほうに運んでおりましたが、今年からエコパークかごしまのほうに持っていくということでお願いをしております。こちらの分につきましては、２カ月間で５、２００トンぐらい、これは、今年度分はもう全てエコパークのほうに運び込んでおります。

今後、エコパークが今操業して２年目に入っておりますけれども、埋立期間が１５年ということでございますので、川内クリーンセンターの分の最終処分場の灰のほうも１５年のうちで全部掘り返してエコパークのほうに入れさせていただきまして、あとはまたシートの張りかえ等しまして、また新たな最終処分場として使うということでスケジュール等組んでおります。現在のところ順調にまいっております。

以上です。

○委員（新原春二）わかりました。そういう意味では、今出てる灰も焼却をして持っていくとい

うことですかね。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○委員（新原春二）としたら、今まで大分県に持っていった運搬経費等も含めて、経済的な効果というのはどのくらいに思うんですか。

○環境課長（内田泰二）効果——以前、前から運び込む単価をとということで質問等されているんですけども、これは公社に、うちだけではなくて、民間企業さんも持ってこられる関係で、市が出す単価につきましては、現在のところ公表はしておりません。その点は御理解ください。

あと、経済的効果というよりも、今までは大分県の中津市のほうに、１０トン、２０トンのトラックで三百数十キロございます。そういうことを考えますと、二酸化炭素の排出量、あと運搬途中の交通事故とか、いろんなリスクをからって持っていったものが、市内の十数キロの位置にあるエコパークのほうに持っていけるようになったということで、その分は大幅改善されたのではないかなと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博）今の単価のことなんですが、しかし、決算をしなくちゃいけないわけですから、いずれは公表されなきゃいけないと思うんですけど、それはどうなってるんですか。

○環境課長（内田泰二）決算はもう出ますので。決算のほうから——決算に単価は出ませんので、決算から推定していただくということになるかと思いますが。

○市民福祉部長（春田修一）経済効果の分については、金額的には、今大分県に出してる分よりは安いということだけは、高いという御疑念もあらわれると思いますが、そこはないということで御理解いただければと思っております。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

○議員（帯田裕達）お伺いします。

本市に流れ着く漂着物、甕を含め西方、これに自治会がかかわって清掃をしたり、処分をするということも聞きましたけど、これは県のほとんど仕事だと思うんですが、本市としてのかわりというか、スタンスというか、その辺はどのように

思ってますか。

○環境課長（内田泰二） 漂着ごみにつきましては、昨年度から、国から県に經由で来る補助金のほうを使いまして、これは甌地域になりますけれども、海岸清掃の補助金を使いまして、漂着ごみ、特にプラスチック類を中心に今現在、回収を進めております。

それとあと、本土分につきましては、まだその事業はしていませんが、ボランティア活動でやっていただいている分も結構ございます。あと、衛生自治団体連合会が補助金を持っておりますので、それを活用して、甌地域においても、こちらにおいても、していただいております。

まだこれは衛自連のほうで今検討中なんですけれども、海岸地域を持っていられるコミュニティ協議会のほうに、新たな海岸清掃に係る補助金みたいなものできないかということで、現在検討しております。

以上です。

○議員（帯田裕達） その流れはわかりました。詳しく教えてもらいたんだけど、例えば漂着されたごみを清掃して、焼却するなり — 実際、自治会の方々も高齢化が進んで、集めて、そこで燃やすとかといったら、また今度は消防法がひっかかったり、それを運搬して運ぶ、足元の悪い中、近くにトラックをとめて、搬送するまで持っていく。大変だちゅうことなんですよ。そういったことを考えて、環境課が何かもうちょっと厚く手だてをできないものなんですかね。

例えば県が、協議会とか、コミ協とか、自治会をお願いして、それを自治会とか、コミ協でやってるというような状況だと思うんですけど、確かにそれは県の仕事だと思うんですが。市もかわってはいらぬと思うんですが。何か余りにも縛られて、今言ったように、足元の悪い中をトラックのどこまで持っていくって、高齢化が進んでいるのに大変なんだけど、どうにかならんもんだろかというような相談も受けたんだけど、その辺にはついては、何か簡素化できないんですかね。もうちょっと手厚く、環境課のほうで何かできることはないんですか。

○環境課長（内田泰二） 海岸漂着物の関係につきましては、以前から帯田議員言われるとおりの相談等受けてはおるんですけれども、なかなか、

1回取って、それで終わりというものでもございませんし、今のところは、海岸、海開きのシーズンとか、そういったときに海岸の海水浴の関係課の課が集中的に取って運び出すとか、そういうのはやっておりますけれども、それ以外の期間につきましては、今言われるとおり、地元自治会とか、コミュニティさんにやっていただいております。

取っても取っても来るというところと、県の管理でもあるという部分が大きいので、なかなか県に私どもが行って相談しても、県は、先ほど私どもが、昨年からしている補助金があるから、それを使ってしてくれというような、そういった流れになるばかりで、なかなか私どもも、何かいい手だてはないかと言われても、今はない状況でございます。

○委員長（福田俊一郎） それでは、質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次は、市民課の審査に入ります。

△議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） まず、審査を一時中止しておりました議案第175号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（榎 順一） おはようございます、市民課でございます。

議案第175号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の第6回補正、29ページをお開きください。

市民課分は、2款1項1目一般管理費のうち市民政策調整費について、職員給与費の調整のほか、市民福祉部各課の職員手当等のうち時間外手当について、子ども・子育て支援新制度に伴う新規業務、認知症初期集中支援に係る対象者増、高齢者実態調査及び生活保護・生活困窮者自立支援に係る相談者増など、事務量の増加に伴い720万円の増額をお願いしているところでございます。

33ページをお開きください。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費については、職員給与費の調整に伴うものでございます。

以上で、議案第175号について、市民課分の説明を終わります。御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 720万、相談事がふえているということなんですけれども、相談事がふえるので職員を、臨時職員とか、嘱託員をふやそうということなのか、それとも、例えば残業とか、時間が延びているとか、そういうことなんですかね。

○市民課長（榊 順一） これは職員に係る時間外手当ということで、平常日の勤務時間以外の5時15分以降の時間外手当ということでございます。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、審査を一時中止しておりました議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（榊 順一） 議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の第7回補正、11ページをお開きください。

市民課分は、2款1項1目一般管理費のうち市民政策調整費については、人事院勧告に伴う給与費の補正となっております。

13ページをお開きください。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費についても、人事院勧告に伴う給与費の補正でございます。

議案第190号について、市民課分の説明を終わります。御審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。
次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（榊 順一） それでは、所管事務調査について、市民福祉委員会資料により説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

マイナンバーカード交付等の状況について御報告申し上げます。

1、マイナンバーの通知カード返戻分の保管状況について、これは、郵便局が配達し届け出先不在の場合は、郵便局が一定期間保管し、保管期間を経過したものが市に返戻され、市が保管をしております。本市では、返戻分未受領の620通を平成28年11月18日時点で保管しております。来々3月31日までを保管期間としていただいております。市への返戻後の通知カードについては、はがきや電話で世帯の代表者へ直接、あるいは広報紙とか、ホームページ等により受領の案内をしているところで、現在も継続してその作業をしているところでございます。

それから、2のマイナンバーカード交付等について、平成28年11月30日時点の地方公共団体情報システム機構が公表している概数でございます。申請者数は9,722枚、住民基本台帳人口の10.00%で、申請者への交付済みは7,845枚、交付率は7.98%となっております。この数値は、交付申請数では全国同程度、交付済み数では約0.6ポイント上回っている状況でございます。

3の住民基本台帳カードとマイナンバーカードの取得についてでございます。これは、平成28年11月15日時点で2万4,313枚、住民基本台帳人口の25.0%となっております。住民

基本台帳カードからマイナンバーカードへの移行が2,795枚、マイナンバーカードの新規取得が4,941枚となっております。

以上で、マイナンバーカード交付等の状況について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この保管期間が平成29年の――マイナンバーカードですね、平成29年の3月31日を過ぎたとしたら、これは焼却ということになるんですか。

○市民課長（榊 順一）一応、国の指導等もありまして、できるだけ長い期間保管するということ、今通知が来ております。我々のほうも来年の3月31日までとしておりますが、物理的な廃棄については、現在まだ検討しております。物理的にその期限を過ぎたから廃棄するということは今は考えていないところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）結局これだけの方が通知されてない、知らないということですね。知らないことによるデメリットというのはどういうものがあるんですか。

○市民課長（榊 順一）市民課のほうでは、今のところデメリットとかというのについては、ないのではないかと感じてるところです。

○委員（井上勝博）マル優とかいうのは、番号を言わないとマル優の税金の優遇措置はないというふうなことで、本当限られた部分では確かにあるみたいなんですけども、デメリットというのはないということで、むしろ、これ住民基本台帳とくっついてリンクされてるわけじゃないですか。住基台帳とリンクされてる。

それで、一々、例えば源泉徴収のときにマイナンバーを提出してくださいと、コミュニティ課も提出してくださいと言われる。この間、前入った審査会からも提出してくださいと言われる。何かどんどん人に教えてるような感じがしますよね。本当にセキュリティと――今度、コンピューターはセキュリティ対策をがっちりとりますと言ってるんだけど、入り口のところでセキュリティないんじゃないのという感じを受ける

んですけど、どうなんですかね。

○市民課長（榊 順一）特定個人情報につきましては、各所管課できちんと管理をしております。必要なときに使用しておりますが、必要でなくなった時点ではきちんと廃棄するようなことになっておりますので、特にそこは問題ないと思います。

また、市民課のほうでも住基のほうにマイナンバーが入っておりますけれども、これについても特定な職員だけ閲覧ができるような体制をとっておりますので、問題ないというふうに思っております。

○委員（井上勝博）例えば会社から提出を求められたりとか、いろんなところから求められているわけで、その人は、例えばそういうふうにセキュリティを守らなきゃいけない職員だけではないじゃないですか。もうそれこそ主事さんからも言われたわけですよ。コミュニティの主事さんからも言われたりするわけね。

だから、そういう人たちが紛失したりとか、中には、全国にそういう人たちいっぱいいるわけですから、悪い人もいるかもしれない。今、そういう個人情報というのを集めて商売している人たちもおるわけですから、そういう人たちのところにやればお金にかえられるとかいうのもあるわけですよ。

だから、セキュリティという点では、本当にどうなってるんだろうなという心配が市民の中にもあると思うんですよ。だから、私はそういったところは、ちゃんとセキュリティ守られてるのかなという疑問を持っているんですけども、それについてはもうコメント求めません。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民健康課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、市民健康課の審査に入ります。

△議案第175号 平成28年度薩摩川内

市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時中止しておりました議案第175号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）市民健康課に係る補正予算の歳出予算について御説明いたしますので、平成28年度第6回補正予算に関する説明書の40ページをお開きください。

まず、議案第175号、一般会計分から御説明申し上げます。

4款1項1目保健衛生総務費、備考欄の1番目、事項、保健衛生一般管理費では、527万2,000円の増額です。これは、平成28年10月の人事異動に伴う職員給与の増額補正であります。

同じく、備考欄2番目、事項、地域医療対策費では、1,760万5,000円の減額は、後ほど御説明申し上げますが、特別会計の減額に伴う特別会計繰出金の減額補正であります。

同じく、2目保健センター管理費では、備考欄の1番目、事項、すこやかふれあいプラザ管理費48万1,000円の増額は、すこやかふれあいプラザ2階空調機の修理に伴う増額補正であります。

備考欄の2番目、事項、保健センター管理費では、7万3,000円の増額です。川内保健センター以外の6保健センターに配備する防犯用催涙ガススプレーの購入2万1,000円及び入来保健センターの自動ドア修理に係る5万2,000円の増額補正であります。

同じく、3目保健指導費では、事項、母子保健事業費38万4,000円の増額になります。平成27年度未熟児養育医療補助金の精算に伴い、県負担金の超過額を返納するための増額補正になります。

続きまして、予算に関する説明書の19ページをお開きください。

歳入予算について御説明申し上げます。

15款2項3目保健衛生補助金24万3,000円の増額は、産後ケア事業について、従来利用していた県の産後ケア推進事業費から、利用対象施設が広い国の妊娠・出産包括支援事業に振りかえることに伴う増額補正であります。

続きまして、21ページをお開きください。

16款2項3目保健衛生費補助金は、24万

3,000円の減額は、今ほど御説明申し上げました県の事業から国の事業への振りかえに伴う減額補正であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第183号 平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第183号平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）議案第183号について御説明申し上げますので、第6回補正予算に関する説明書の165ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費1,760万5,000円の減額は、平成28年10月の人事異動に伴う職員給与費の減額補正であります。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、同じく164ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金1,760万5,000円の減額は、特別会計の歳出を減額補正したことに伴う減額補正になります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。次に、委員外議員から質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止しておりました議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）平成28年度第7回補正予算に関する説明書の21ページをお開きください。

議案第190号、一般会計分から御説明申し上げます。

4款1項1目保健衛生総務費、備考欄の1番目、事項、保健衛生一般管理費165万3,000円の増額は、人事院勧告に伴う職員給与の補正であります。

同じく、備考欄2番目、事項、地域医療対策費200万4,000円の増額は、後ほど御説明申し上げますが、特別会計の増額に伴う繰出金の補正であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第197号 平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第197号平成28年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）平成28年度第7回補正予算に関する説明書の113ページをお開きください。

議案第197号、特別会計に係る補正予算について説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費200万4,000円の増額は、人事院勧告に伴う職員給与の補正であります。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、同じく112ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金200万4,000円の増額は、特別会計の歳出を増額補正したことに伴う補正であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がございましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）市民福祉委員会の資料の2ページをお開きください。

北薩3市2町医療体制確保推進協議会について御説明申し上げます。

背景としましては、全国的に医師不足があり、

特に地方の医師不足が深刻化してきています。地方の大学の大学病院の医師も不足しており、今まで地域の中核病院に派遣されていた医師も派遣がなくなり、診療科が閉鎖される現状もあります。

また、本市においても閉院する病院及び中核病院の診療科の閉鎖が相次ぎ、医師不足が続いている現状にあります。

また、救急医療体制にも医師不足の影響が出ており、医師の疲弊感が高まっている状況です。

現在も北薩各市町それぞれ大学病院や県への医師派遣の要望を行ってきましたが、県内でも2次医療圏ごとに協議会を立ち上げて、医師不足解消を地域で協議し、解決していこうという動きが始まっておりまして、本市を含め北薩3市2町の協議会もこれに伴って立ち上げようとするものでございます。

先ほども説明申し上げましたが、医療にかかわる医師、看護師等の医療関係者の不足、医療機関の廃業に伴う医療機関の負担感の増加及び医療関係者の高齢化が進んでいる現状があります。

周産期医療を例としますと、3市2町の地域の産科医療機関は、薩摩川内市に3カ所、出水市に2カ所のみです。産科一人当たりの分娩数が、医療機関によっては全国平均の約4倍となっている病院もあります。

また、助産師一人当たりの分娩数も、医療機関によっては全国の2.7倍となっているところもあります。

また、産科医の平均年齢は61歳と高齢になってきています。

地域内の医療体制を確保していくために、北薩地域内の3市2町で協議会を設立し、県、鹿児島大学などに対する医師派遣等の要望をしていこうということで協議会を立ち上げようとしているところであります。

当分の間は、周産期医療体制の確保に取り組む予定であります。

2番目の組織の案としまして、各市町の長が5人、各市町議会代表が5人、各医師会長が3人、中核医療機関病院院長が5人、看護協会地区長が2人、消防長が4人、保健所長が2人の合計26人で開始しようとするものでございます。

今後の予定としましては、平成29年1月以降に設立総会を行う予定で計画しているところであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（持原秀行） ちょっと教えてください。今回、手打診療所のほうは先生が新しく来られますよね。この間行ったときにお会いしてきたんですが。今の手打診療所の宿直体制とか、今増員がいろいろとなされたということで、以前と比べてどういうふうに変わっていったのか、労働環境がどうなってるのか、よくなったのかどうか、そこらあたりを教えてくださいたいんですが。

○市民健康課長（檜垣淳子） 手打診療所のほうは、以前は夜間勤務が一人体制ということで、非常に負担感が大きかったんですけども、職員を増やすことによって、二人体制で今現在、夜間勤務は行われておりまして、かなり負担は軽減されたのではないかなというふうに思っております。

○委員（持原秀行） 以前はずっと、私も聞いたんですが、一人体制であって、非常に入院患者に対して看護師さんが一人ということで、非常に負担感とか、そういうのははた目から見たときにも感じておりましたので、そういう意味ではよかったのではないかなと思いますが。

瀬戸上先生が今度3月まで、今のところではそういうふうになっておりますが、見込みとしては、その後はどうなるのでしょうか。

○市民福祉部長（春田修一） 瀬戸上先生の今後ということでございますが、今委員おっしゃいますように、期限付きの任期職員という形で、1年ごとに本市の場合、更新しようというふうにしております。そういうことで、この制度を活用しますと、5年間はこの制度の中で続いていくというようなことでございます。

一部新聞の中では、先生のコメントとして、来春退任というような記事等も出ておりますが、私どもとしては、まだその確認をとっておりませんので、今後、瀬戸上先生の御意向も確認をとりながらやっていきたいというふうに考えてるところでございます。あと何年間とかいうのは今現在では決定しているわけではございません。

以上でございます。

○委員（持原秀行） ぜひ、島民の皆さんの中には、一人体制になるということで非常に不安を持

っておられる方もおられますし、これは瀬戸上先生の判断でしょうけれども、できるだけ複数体制がよりよい医療にもなってくるだろうし、島民の皆さんにとっても重要な問題ではないかなと思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思いますし、手打だけではなくて、上・里、こちらのほうの働いておられる各医療の先生方とも密な連携をとって、くれぐれも市民の皆さん方に不利益がこうむることのないように、しっかりと当局の皆さんと現場との連携をとっていただくよう要望しておきます。

○委員長（福田俊一郎）意見、要望であります。ほかに。

○委員（瀬尾和敬）医療に携わる医師、看護師等医療関係者の不足とあります。本市には、看護師の育成をするための専門学校がありますよね。そこを卒業した方々はどういうところに着任されてるんでしょうかね。細か過ぎて済みません。

○市民健康課長（檜垣淳子）医師会立の看護学校のことを言われてると思うんですけども、ほとんど市内の病院に就職されてるというふうに聞いております。

○委員（瀬尾和敬）それでも看護師が不足している、不足する傾向にあるという考え方ですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）看護師さんは、どこもなんですけれども、不足はしてるというふうには聞いております。特に診療所の場合は特になんですけれども、なかなか本土から来てくださる方も少ないですし、出身の方でもなかなか診療所のほうに就職してくださる方も少ない現状でもあります。全国的にもまだ不足はしてるというふうに感じております。

○委員（瀬尾和敬）この前、歯科医師が余ってるという報道がされてましたよね。これはここでのどのこの言うことじゃないんですけど、余ってる分野もあれば、不足してる分野もあるということなんですね。そういうことを今後、県、国とかにも訴えていったりするような、こういう組織、何という名前か知りませんが、こういう組織をつくって、そういう活動もされるというふうに考えたほうがいいんですかね。

○市民健康課長（檜垣淳子）この協議会は、東京とか、大都会は多分お医者さんも結構いらっしゃるんですけども、地方になると、なかなか大学に残る先生方も少なかったりとかして、それに

よって派遣をしていただく中核の病院とかも、かなり今も科目が少なくなったりとか、そういう形に進んでいっているんですけれども。そういう形で、不足ということで、残ったお医者さん方が疲弊してる状況にあるというふうになっておりまして、その関係で、できるだけ市町村、各自が言ってもなかなか大学病院も出せないということで、協議会をつくって、その地域でまとまって、一人でも派遣していただいてという形で解決しようというものであります。

○市民福祉部長（春田修一）この協議会は、もう過去4、5年、4年前、私が来たときから、その以前もずっと、この協議会を立ち上げようということで、事務レベルでは呼びかけをしてたところ です。

現状につきましては、先ほど課長がるる申しましたとおり、本市の中でも特に助産師が非常に、周産期をとりあえずやりたいというのは、ドクターもなんですけど、助産師も足りない。なので、助産師が取り上げる子どもの数も全国平均と比べて非常に高い病院もあると。

鹿児島県を見た場合でも、鹿児島市に一極集中をしてると。鹿児島市は結構いるんですけど、この周辺部はいないと。片っ方では、子育てを一生懸命しようと、出産率を、合計特殊率をふやそうと言いながら、そういう周産期体制も賄えない状態がきてるというようなこともあります。

そういうことから、先ほど看護学校の話も出ましたが、川内市医師会立看護学校も募集定員に対して、実際入れるのは、もう今現在、6割近くしかなくなってないというような状況もございまして、医師会のほうもこれをもう、今は中学校卒業したら准看、高等と専門とあるんですが、入れるんですけど、今後は、高校卒業した方が入られるようにと、広く門戸を開いていこうという、そして夜間ではなくて、昼間の授業を受けるというような体制にしていかないと、募集も、人も集まらないと。

そういう状況があつて、それは本市だけの問題ではなくて、この圏域の全体の問題なので、ぜひ一緒になってやりましょうということで、今回やっと事務方の合意がとれたので、今、各首長、議長さんも含めまして、今説明に回ってる状況でございます。

そうすることによって、大学からの派遣とか、

うちの中核でございます済生会も市民病院も鹿児島大学から二十何名ずつ来られてると。かつ診療科を、中核が二つあって、二つとも同じ診療科は必要ではないんじゃないかというような大学の意向もあって、なので、整形外科がなくなった分をこちらを充実するとかいう形で、中核病院の中でも医療のすみ分けを大学はしております。

それはなぜかというたら、大学出のドクターも少なくなってきた、研究機関としての存在意義もなくなってきたというような問題等もございまして、地域での課題、そして大学での課題と非常にあるので、ここは一致団結、この圏域の医療の問題が何なのかということ、1市町ではなくて、この圏域で、大学なり、県なり、実情を訴えて、この医療体制を確保していこうというのが今回の協議会の状況、流れでございます。

ぜひ、これについては、やっこの圏域が、3市2町が足並みがそろいつつございますので、ぜひ議会のほうからも御支援をいただければありがたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

○委員（井上勝博）こういう協議会をつくって、みんなで団結していこうと。医療機関、鹿児島大学にも働きかけていこうというんだけど、来るのはお医者さんであって、そのお医者さんにとって魅力があるかどうかということが、最後にはそういうことだと思うんですね。

医療機関によっては、大きな病院なんかでは、医大生のころからずっとヘッドハンティングみたいな、そういう形で、担当者がきちっとおって、医大生と接触したり、奨学金の案内をしたりとか、そんなことをこうして、専門的に医学生から医者を確保するという努力をしている病院というのも結構多いと思うんですね。そういったことをやる必要があるんじゃないかと思うんです。診療所がいっぱいあるわけだから。そういったことはやられてないんですかね。

○市民福祉部長（春田修一）その取り組みにつきましては、県のほうが地域枠という形で奨学金制度を持っております。本市の中は、それにも負担金を流しながらやっているとございまして、ピーク時、2年ぐらい前から、その卒業生がやっとなってきました。今、県内では二人ぐらいなんです、ピーク時には100名を超える方が、地域

のそういうへき地医療も含めまして、本市の中核医療機関も含めまして、派遣ができるような形になってきますので。

ただ、それはまだ、あと10年以上後になりますので、なので、その間に、この状態をどういうふう維持すればいいのかというのも今回の大きな課題だと思います。

いろんな全国の事例を見ますと、今委員おっしゃいますような取り組みをしているところもあるようでございますが、本県の場合は、毎年20名ぐらいですかね、20名ぐらいの医学生の奨学金を、奨学生を募集して、それに対して県と各市町村が負担をします。そうすることで、偏在がなくなるような取り組みはしているところでございます。

○委員（森満 晃）12月に入りまして大分寒くなってきましたけども、今のインフルエンザの流行といいますか、発症状況はわかれましたら。

○市民健康課長（檜垣淳子）インフルエンザ、大分はやってはきてるんですけども、まだ警報とかいう部分ではありません。ただ、インフルエンザの予防接種のワクチンも、かなり不足しがちになってきているようではあるというのは聞いております。

それで、それこそ大阪とか、そういうところに結構出てしまって、地方が少し少ないという情報もありますけれども、先生方にもそういう情報とかをいただきながら、病院をかかりつけがないときには、ほかの病院でというような電話相談とか、そういうところもしているところなんですけれども、今のところはそこまで急激に発症しているということではないようです。

○委員（森満 晃）今の児童生徒というのは、これはもう強制ですか、インフルエンザは。これは、それとも自主的に。

○市民健康課長（檜垣淳子）自己負担になりますので、自主的にという形になります。

○委員（森満 晃）今本市では、18歳まで10月から医療の無料化になりましたけども、こういうインフルエンザに対しての補助金というのがありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）今のところは、まだないところです。

○委員（森満 晃）これは、全国的にないわけですかね。どこの自治体としても補助を出してる

ということ。

○市民健康課長（檜垣淳子） 数カ所、鹿児島県でも出してる場所はあるようです。1,000円負担したりとか、2,000円だったりとか、そういう形で出してる市町村は何カ所かあるというふうには調べておりますけれども、本市ではまだそこまで取り組みができてないところです。

○市民福祉部長（春田修一） 今課長の答弁は、多分子どもたちのことでございます。65歳以上については、これはもう法定接種ということで、インフルエンザ、かなりの方が接種はしていただいております。ただ、その部分についても負担がある、自己負担が1,300円の負担がありますが、残りの分は国も含めました補助制度というのは、65歳以上はあります。

ただ、課題は子どもたちですね。インフルエンザというのは、私もこのごろ知ったんですが、重症化しないための部分で、ということですので、重症化してしまうと肺炎とか、あるいは脳炎とか、そういうところまで至るケースもあるようでございますので、本市の中でも重症化したケースも出ております。子どもさんたちにですね。今後どうあるべきかというのは、検討する必要があるのかなというふうには考えているところではございます。

○委員（森満 晃） 親御さんたちやら、子どもさんたちがたくさんいらっしゃる場所は、家計の負担になるということで、何とかそういう、18歳までの医療無料化になってれば、こういうインフルエンザの補助金も何とか出してもらえないだろうかという、市民からの声もよくお聞きするものですから、今後、その辺も検討していただければと思います。

以上です。

○委員長（福田俊一郎） 意見、要望でございます。

○委員（杉藺道朗） 今の副委員長の意見と全く同感というか、そういう声がありました。この間、日曜日に、ある病院がそのインフルエンザのワクチンを、若干安い、ほかの病院より安いということもあって、1日に600人近くの方が押し寄せたという、ワクチンも切れてという話も聞きましたし、先ほどございましたように、2回打たなければならないということで、どうしても確かに負担が大きいということで、従前から何とかできな

いのかなという要望でありました。

実際また重症化したときには、またいろいろ大変な部分もありますし、親御さんとしてみれば、これだけはやってる、はやってるというニュース等が流れれば、実際にはまだそこまでなくても、皆心配して行かれるわけですから、何とか制度の中で、少しそういうワクチンの接種に対しての補助はしっかり考えていただきたいと、重ねて要望しておきます。

以上です。

○委員長（福田俊一郎） 意見、要望が続きました。

○委員（井上勝博） 私の認識だと、昔は子どもさんたちのインフルエンザの予防接種というのはあったんですよね。それがなくなってる、全国的になくなって。それは、予防接種そのものがリスクがあるからということではないんですか。その辺の認識というか、私そう思ってたんですけど、そうじゃないんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子） 以前は多分皆さんも集団で受けてらっしゃったと思うんですが、感染予防とか、そういうのがあって、個別で受けるような形でどんどん進んでいっております。あと、副作用とか出てきたりとかする部分もありますので、お医者さんの管理のもとということで、個別接種が今主流となっているところであります。

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からありませんか。

○議員（帯田裕達） しつこいようで、インフルエンザの件です。病院によって、医療機関によってインフルエンザの料金が違うんですよね。さっき杉藺委員のほうからも出ましたが、安いところもある、高いところもある。なぜかというのが聞かれることもあるし、そしてまた、その差額に対して統一したものを出して、市の補助ができないのかとか、遠かところに行けば安かっじゃっどん、近くは高いんだとか、いろいろじいちゃん、ばあちゃんの見解もあるんですよね。その辺はどう考えていらっしゃいますか。

○市民健康課長（檜垣淳子） なぜかというのは、ワクチン代は一緒なんですけれども、あと手技料とか、初診料とか、いろいろ病院によってもありますので、そこを換算して予防接種の金額というのは決められておりますので、病院ごとに違うの

は確かであります。安いところ、高いところあるのは確かであります。

それを統一できないかということもいろいろと議論されたみたいなんですけれども、独占禁止法というか、そういうのにも何かひっかかるようなことも言われたというふうに聞いてはおります。65歳以上は、先ほど部長も言いましたけれども、1,300円で受けられるという形で、あの方々には今のところはないということで、要望をいただきましたので、また検討していきたいと思えます。

○議員（帯田裕達）医療機関の予防接種の料金の一覧はないんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）一覧はないです。ただ、情報として少しは入ってきてますけれども、それを一覧として出すということではできません。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第162号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）議案第162号薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（堂元清憲）税務課でございます。

それでは、薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明をいたします。

議案つづりは、その1の162-1ページからになります。

提案理由でございますが、本会議におきまして総務部長から説明をいたしておりますので、省略させていただきます。

改正の概要につきましては、総務部関係の議会資料4ページにございます。

概要ですが、市民税で分離課税される特例適用

利子等又は特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額等を含めるとするものでございます。

今回の改正ですが、これは法律の改正に基づくものでございますけれども、その経過について若干説明をさせていただきます。

議会資料、参考部分にも記載をしておりますけれども、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」という名称の法律が改正をされまして、もう全面改正なんですけど、その中で、国民健康保険税の課税の特例につきまして規定が置かれました。

これは、法律の名称も改められまして、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」という長い法律の名称となっております。この法律でいう外国と申しますのは、政令で「台湾」というふうに指定されております。

法の内容でございますけど、これは、日本と台湾との企業・団体間におきます経済取引、あるいはこういった団体への投資に伴います所得に対する国税と地方税の取り扱いに関することを規定した法律でございます。

通常、日本と外国との間の企業間の経済取引、こういったことに伴います税の取り扱いにつきましては、外国間で租税条約が締結をされるわけなんですけども、台湾は日本との公式な国交がございませんので、国家間としての租税条約の締結ができません。そこで、民間取り決めといたしまして、昨年11月でしたけども、日台間租税取り決めというものがなされました。その内容を実施するために、国内法として法律が整備されたものでございます。

法の中で、地方税に関する部分といたしまして、個人市民税の課税に関する部分でございます。具体的には、台湾におきまして、台湾の法令に基づいて設立された団体、これは企業とその他団体でございますが、その団体であって、その中で日本人や日本の法人がその構成員となっているもの、そういった団体・事業所の事業所得から、日本人である個人の方が支払いを受ける所得のうち、この法律に定めております特例適用利子等又は特例適用配当等に該当する所得があった場合に、まず市民税の所得割として分離課税を行うという規定がございまして、

国民健康保険税に関してでございますけども、この市民税として分離課税の対象となります特例適用利子等及び特例適用配当等の金額を、国民健康保険税の所得割の算定並びに軽減の判定に用います総所得金額等に含めると、こういった改正でございます。

施行期日は平成29年1月1日でございます。この日以後に支払いを受けられます特例適用利子、あるいは特例適用配当等から適用するものでございます。

今回の改正による影響でございますけども、市民の中で、このような所得の支払いを受ける方がどの程度果たしていらっしゃるのか、申告によりますので不明ではございますけども、事案としましてはあまりないのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）具体的に台湾という国との関係で、これは税金を、この場合は国保税が軽減されたりというようなことがあり得るということですね。だから、例えば台湾との関係で、台湾で仕事をしたりとか、商売してるという方々が対象になるということなんですか。

○税務課長（堂元清憲）台湾で、台湾の法律に従って設立された台湾にある企業、株式会社ですとか、いろんな団体ですけど、そこの団体の構成員に日本人の方ですとか、日本の法人、具体的にはその会社の役員でいらっしゃるとか、あるいは出資をされてる方、株主であるとかいう方が日本人であった場合に、そういった会社から受ける、具体例としては公社債とか、運用信託とか、投資信託とかでございますけど、そういったものから収益の分配を受けた、そういった所得がある場合に、国保税の計算をするときに計算の中に含めるというものでございます。

○委員長（福田俊一郎）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止しておりました議案第175号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）議案第175号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算（第6回補正）の保険年金課分について御説明申し上げます。

歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の40ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費3,044万5,000円の減額補正については、職員の異動等に伴う人件費の補正と本年度の国保財政安定化支援事業について、交付税措置額が示されたため減額するものであります。

続きまして、41ページをお開きください。

同款同項7目後期高齢者医療対策費186万7,000円の増額補正については、平成27年度後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金確定に伴う精算返納金であります。

歳入については、補正はございません。

以上で、一般会計補正予算に係る保険年金課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

委員外議員からありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第182号 平成28年度薩摩川内
市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第182号
平成28年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会
計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛） 同じく、資料は
139ページからになります。

歳出について説明いたしますので、150ペー
ジをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費について
は、本年度の医療費の給付見込みにより見込額が
ふえるため、6,000万円増額補正するものであ
ります。

続きまして、151ページをごらんください。

2款2項1目一般被保険者高額療養費について
は、本年度の医療費の給付見込みにより見込額が
ふえるため、1億円増額補正するものでございま
す。

次の152ページ、3款1項1目後期高齢者支
援金、同款同項3目後期高齢者支援金事務費拠出
金については、拠出金額の確定により、それぞれ
減額補正するものでございます。

次の153ページ、4款1項1目前期高齢者納
付金、同款同項2目前期高齢者関係事務費拠出金
については、納付金確定に伴い、それぞれ減額補
正するもので、次の154ページ、5款1項2目
老人保健事務費拠出金については、事務費確定に
伴い、1万6,000円減額補正し、次の
155ページ、6款1項1目介護納付金について
は、納付金確定に伴い、6,969万1,000円
減額補正し、次の156ページ、7款1項3目保
険財政共同安定化事業拠出金は、県内市町村の国
保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、
一定額以上を超える医療費について市町村国保間
で共同負担し、調整するものでありますが、国保
連合会からの拠出金見込み増額通知により増額す
るものであります。

続きまして、157ページをお開きください。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金につ
いては、過年度分の保険税について、所得更生等
により発生する還付金が不足するため180万円
増額するものです。同款3目償還金については、
平成27年度療養給付費等負担金精算返納金確定
に伴う増額と療養給付費交付金精算返納金が不要
となったため、減額分を相殺し、1,084万
1,000円増額するものであります。

続きまして、歳入について説明します。

まず、国民健康保険税分については、税務課の
ほう……。済いません、146ページをお願いし
ます。

4款1項1目、療養給付費交付金については、
平成27年度退職者医療交付金の確定額決定通知
により増額するもので、次の147ページ、5款
1項1目前期高齢者交付金については、平成
27年度前期高齢者交付金額の決定により増額す
るもの。

次の、148ページ、9款1項1目一般会計繰
入金の減額については、財政安定化支援事業繰入
金について、平成28年度分の算定額決定通知に
伴い、減額するものであります。

続きまして、149ページをお開きください。

10款1項1目療養給付費交付金繰越金の減額
については、平成27年度精算金が追加交付とな
ったため不要となり、減額するもの。次の、同款
同項2目その他繰越金の増額については、平成
27年度決算の繰越金の確定に伴い、増額するも
のであります。

以上で、薩摩川内市国民健康保険事業特別会計
補正予算に係る説明を終わります。よろしく御審
査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありまし
たが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 156ページの保険財政共
同安定化事業拠出金2億円ということで、これは、
例えばほかの市町村で、「国保会計危ないよ」ちゅ
うたときに、そこに利子がいったりすることよね、
これが追加で2億円きているということは、ちょ
っと危ないよというところが出てきたと、そ
ういうふうなことなんですか。その辺はどうなん
ですか。

○保険年金課長（西田光寛） 高額医療について
は、一自治体で高額分が非常に多かったりすると、

非常にその財政負担が大きくなりますので、県全体の中でお金を全部みんな出し合って、その中で配当がくるわけですが、ことしの場合は、今の見込みでは多くきているので、歳出分を多く充ててあるということです。

○委員（井上勝博）追加で2億円出してくださいというふうに理解していいんでしょう。追加できたと。2億円を。

○保険年金課長（西田光寛）歳出のほうですか。

○委員（井上勝博）歳出の中。

○保険年金課長（西田光寛）歳入分の配当がくるものですから、今後の医療費の増減というのはまだこれから先ですのではっきりわからないんですけども、現時点では。連合会の見込みとして配当を多くいただいているので、歳出分として医療費のほうにとりあえず充ててあるということです。まだ、これがそのまま、高額分がそのまま、まともに出ていくっていう話は、まだ確定じゃないですので、今後の見込みでわからないということですけど。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第185号 平成28年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第185号平成28年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）議案185号平成28年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第6回補正）について、御説明申し上げます。資料は194ページからになります。

歳出について説明いたしますので、201ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金については、平成27年度決算に伴う繰越金の確定額を財源調整し増額補正するものであります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

前に戻っていただきまして、200ページをお開きください。

5款1項1目繰越金については、平成27年度決算に伴う繰越金の確定額を補正するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止しておりました議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算（第7回

補正)の保険年金課分について、御説明申し上げます。

歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の17ページをお開きください。

3款1項4目国民年金費、10万円の増額補正については、人事院勧告による給与改定に伴い増額補正するものであります。

続きまして、21ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費、80万5,000円の増額補正については、人事院勧告により給与改定に伴い増額補正するものでございます。

歳入については、補正はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(福田俊一郎) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(福田俊一郎) 質疑はないと認めます。
委員外議員からありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(福田俊一郎) 質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長(福田俊一郎) 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長(西田光寛) それでは、所管事務調査としまして、委員会資料に基づき説明をさせていただきます。市民福祉委員会資料の3ページをお開きください。

まず、1、短期被保険者証・資格証明書の交付状況につきましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ滞納のある方に対しまして、事務処理要綱で基準を定めて交付を行っております。発行件数等は記載のとおりでございます。これにつきましては、定期的に委員会に報告させていただきます。

続きまして、2、国保新制度移行に向けた今後のスケジュールについてを説明させていただきます。資料は4ページになります。

これにつきましては、昨年の12月の委員会で資料として配付をしましたが、平成30年

度からの移行ということで、今後、委員会でもいろいろ検討していただく事項も今後発生いたしますので、現時点でのスケジュールと進捗状況を説明させていただきます。

まず、今回の国保改革については、医療保険制度改革法が平成27年5月27日に成立し、その中で一番大きな柱がこの国保制度の改革となっております。国民皆保険を将来にわたって維持し、持続可能な医療保険制度を構築することが大きな目的となっていますが、そのためには国保の安定化が不可欠となっております。このため、今回の改革では3,400億円の財政支援の拡充を図ることで、国保の財政上の安定化を図りながら、構造的な問題の解決に取り組むこととなっております。

それにあわせまして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任者主体となり、市町村は資格管理、保険料の賦課・徴収、給付等に関する住民に身近な事務を引き続き担うことになっております。このような国保制度が平成30年度からスタートすることになっております。

現在の状況でございますが、スケジュール表の1段目、本年度はこの制度改正後の国保の運営に重要な問題となります納付金・標準保険料率の算定を行うための基本データを県へ送付するためのシステム改修を行い、現在、県で第1回目の積算を行っているところでございます。

表の2段目、県国保運営協議会は、今まで各市町村はそれぞれ国保運営協議会を設置しておりましたが、県も国保の運営主体の一翼を担うことになることから、県にも国保運営協議会を設置する必要があることから、今の12月県議会に設置条例が上程されているところでございます。

表の3段目に記載してあります県・市町村協議の欄の検討部会、これは、財政部会、事務効率化等部会、医療費適正化部会等で、県と市町村が各部会で協議を進めております。主に2カ月に1回程度、今行っております。

この中で、財政部会では、主に納付金・標準保険料率の算定方法など、財政運営に関する事項の検討を行っております。

事務効率化部会では、主に保険証や短期証、高齢受給者証などの各種様式等の統一やレセプト点検の充実強化に係る事項について検討を行っております。

医療費適正化部会では、特定健診や特定保健指

導、重症化予防などの保健事業に係る取組や、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化に係る取り組みについて検討を行っております。

今後のスケジュールですが、国保運営方針では、今月中に第1回の算定状況の説明会が行われ、具体的な算定方法等の説明が行われることになっております。

来年度は、医療費の推計と各市町村からの被保険者データをもとに、納付金・標準保険料率の算定を行い、予定では11月ごろ最終案を策定する計画となっておりますが、各種の情報によると、1月ごろにずれ込むのではという話も出ていますところでございます。

最終案をもとに、各市町村は国民健康保険税の改正案の作成と予算案を検討、作成する必要があります。これに係る各条例等の改正も必要となります。

県国保運営協議会、県・市町村協議は、記載のとおり定期的な審議や協議をそれぞれ行うこととなっております。

以上で説明を終わりますが、ただいまの新制度移行の進捗状況とスケジュールにつきましては、予定も流動的であり、情報も現時点では少ない状況ですので、今後、各委員会ごとに進捗状況等を含め報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がございました。これより、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） この新しく新制度になるわけですが、今、後期高齢者医療制度は、県のほうで議員を選出して、そこで後期高齢者の保険料を決めているわけですが、この国保については、やはりそういう議会とか、そういうものができるということなんですか。

○保険年金課長（西田光寛） この国保税につきましては、県のほうが各自治体ごとに医療費とかお医者さんがたくさんいるところとか、その辺のデータを今全部集めているところでございます。また、所得水準も各市町村違いますので、県が県に幾ら納めなさいという金額を示します。それを大体、今国保税の賦課の仕方も4方式——方式と言ってわかるかわかりませんが、所得割、資産割、大体これが4方式なんです。4方式でやっているとところもあり、3方式でやっているとところもあり。そちらのほうも県のほうが、今の情報では

3方式で示すのではないかという情報もあるんですけど、今度説明会がありますので、ちょっと行ってみないとわからないんですけど。その上で、ある程度、幾らとったらその金額になりますよというのを県が示すという形になっております。

○市民福祉部長（春田修一） 井上委員の御質問でございますが、後期高齢の場合は、広域連合という形でしておりまして、一つの特別地方公共団体という形でございますので、その連合長、そしてそれに基づく議会というような形で組織されることになりますが、今回の国保運営の統一化につきましては、先ほど課長が申しましたように、県のほうでは各市町村の納付金というのを算定して納付するように通知がきて、それぞれの市町村が、それに基づいて国保税を決めていくというようなふうになりますので、広域連合とはちょっと違う形になりますので。結果的には、議会という形で関与してもらうのは、各市町村の議会のほうが、その納付金に基づく条例の改正等につきまして、議会の皆様方の御意見をいただくという形になるところでございます。

○委員（井上勝博） 今、国保の問題というのは、高齢化が進み、医療費がたくさんかかるようになってくると。その中で、それぞれの市町村ごとの保険料がどんどん、保険税などが上がってきて大変になってきているというところに問題があって、国がきちんとお金を出してくれれば、国庫負担を出してくれれば深刻にならなくて済むわけですが、国が出さないというところから問題が出てくるわけですね。

今回の制度になるに当たって、国は負担をふやそうとしているのか、国の負担をふやそうとしているのか、それとも変わらないのか、減らそうとしているのか、その辺はどうなんですか。

○保険年金課長（西田光寛） 先ほども一部説明しましたけども、国のほうでは、ただいまの予定では3,400億円を新たに入れるという話になっております。ただ、今いろいろ新聞等を見ますと、一部減額する見込みの話がちょっと今の予算の段階で出てきたりしているんですけど、とりえず当初の予定で3,400億円入らせていただきますと、今各自治体が、うちも入れている法定外繰り入れという部分を入れてしてる部分は、ほぼ解消されるのではないかというような水準の金額を国が新たに入れるという話にはなっております。

○委員（杉藺道朗）端的に、要は制度が変わることによって、その一般の方々が国保の該当の方々の負担が上がるのか、下がるのかという、そこが一番なんです。僕なんかはもう国保ですから高うなつたろうかい、安うなつたろうかい、そこあたりもいろいろ算定もあって今からだろなと思いますけど、国のほうで3,400億円入れたとして、繰りいかなかった部分があったとしても、要は、どれだけの負担があるかなというのが一番肝心な点なんです。そこら辺の見通しは、全く立ちませんか。

○保険年金課長（西田光寛）私ども、そこが一番気になる場所なんですけれども、今度21日に第1回目の試算の結果が示されるということで、現時点では申しわけございませんけれども、全く見込みがついていない。今度示されるやつも、公的補助分がまだ入らない部分での積算ということですので、今度の分をもらっても、ちょっと見込みを立てるのも難しいかなという段階ですので、この情報につきましては、皆さんも関心があらわれる部分ですので、委員会のたびに情報が入り次第全部お知らせしたいと思います。

○委員（持原秀行）1点だけ教えてください。今、国保税の課税のやり方、過料の仕方で3方式、4方式、県内それぞればらばらということの中で、私が非常に疑問を持っているのは、薩摩川内市は資産割を入れていると、これに非常に疑問を持ってるわけです。鹿児島市はやってないわけで、しかもこの資産割を入れるということは、その住んでいる住所地内のところの資産割しか把握できない。薩摩川内市に住んでいる人が鹿児島市に持っておったり、マンションとかです、そういうのは全然考慮されない。こういう不公平なやり方を続けていくちゅうのを私は非常に疑問を持っています。

そういう意味では、やはり3方式にしたほうがいいのかというような気持ちがあるんですが、見込みはどうなんですか。

○保険年金課長（西田光寛）この部分につきましても、非常に、今委員がおっしゃったとおり、資産割、固定資産をよその市町村に持ってる部分を把握できていない部分もあったりして、その部分で不公平な部分もあります。資産割で、私どももどれぐらい税収が上がっているのか、今ちょっと積算してみましたら、今1億

4,000万円程度国保税の中であるみたいですので、資産割をなくするととなると、その分の所得割、ほかの部分で補っていかないといけないということも検討しないといけないという部分もあります。

ただ、今いろんな会議で各自治体の担当者と話をする中では、この際、3方式に変えようかという意見も結構耳にしているところです。

○委員（持原秀行）むしろ逆だと思うんですよ。やはり、公平、公正にするのであれば、やはり所得割できちっといくべきではないかなというふうに思います。

今、先ほどの総務文教の中でも、いろいろと税務のほうからも質問して、協議会で話をしたところだったんですけども、やはり、資産というのは、固定資産税は固定資産税でしっかり払っているわけですから、それをこの国保の中に入れ込む、どうも不合理なところがあって、とりやすいところからとっちゃえ、というようなことしか見えません。であれば、マイナンバーとか、そこんところをしっかりと、全国的に網羅して、そこんところできちんとした中から、資産割をとるということであれば、まだ何となく納得できる部分もあるんですが、そういう固定資産税を払っておられる方は余計に払いなさいということは、どうも合わないんじゃないかなと。

だから、公平、公正にするというのであれば、所得できちっと、それは申告してもらえればわかるわけですから、上がってもそれは公平じゃないんですか。そういうやり方をきちっとやっていたきたいということを、やはり市としてもやっていただかないと、4方式にということになれば、なお疑念が私は強まってきますので、そこらあたりを例えば協議会とかいろいろあるということですから、そこを公平な課税というか、過料の方のやり方にやって、それをプッシュしていただきたいと思うんですが。資産割になるんじゃないんですかねと、そういう消極的な言い方じゃなくてですよ、そういうのをきちっと、やはりそれは論議していただいて——していただかないと、市民の方からも、この資産割については、非常に不平不満が出ているということだけは言っておきたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）課長、意見、要望で。このことについては、もっと協議をしていただかないと、ここで課長が答弁しても先に進みません

ので。

○保険年金課長（西田光寛） まだ、ちょっと状況がわかりません。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。

~~~~~

午前 11 時 58 分休憩

~~~~~

午後 0 時 57 分開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎） 引き続き会議を開きます。

---

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次に、障害・社会福祉課の審査に入ります。

---

△議案第 175 号 平成 28 年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） まず、審査を一時中止しておりました議案第 175 号平成 28 年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 障害・社会福祉課です。議案第 175 号平成 28 年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明をいたします。

歳出から説明をいたします。

予算に関する説明書（第 6 回補正）の 34 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の社会福祉管理運営費につきましては、異動等に伴う人件費の調整でございます。

次に、臨時福祉給付金給付事業につきましては、平成 28 年度国の 2 次補正で措置されました経済対策の臨時福祉給付金、簡素な給付措置分の給付事業として、人件費、システム改修委託料、扶助

費等につきまして、必要な経費を計上したものでございます。平成 28 年度市民税非課税者 2 万 6,000 人を対象に、平成 29 年 4 月から平成 31 年 9 月までの 2 年半分として 1 万 5,000 円を平成 29 年 2 月から平成 29 年度継続事業として給付するものでございます。

2 目身体障害者等福祉費の一般障害者等自立支援事業費につきましては、異動等に伴う人件費の調整でございます。

次に、障害者（児）自立支援事業費につきましては、障害者自立支援等給付費の実績見込み、それに、平成 27 年度国庫負担金確定によります精算返納金の増額補正でございます。

35 ページをお開きください。

特別障害者手当等給付事業費につきましては、平成 27 年度国庫負担金確定による精算返納金の分でございます。

続いて、障害児通所支援事業費につきましては、心身障害児通園事業給付費及び子ども発達支援センターつくし園管理運営費の実績見込みによる増額補正及び平成 27 年度国庫負担金確定による精算返納金を計上したものでございます。

3 目地方改善対策費の増額補正は、冷水・永田・杉ノ角隣保館の既存電灯を LED 電灯に取り替える分の増額補正でございます。

次に、歳入の説明をいたします。

予算に関する説明書の 18 ページをお開きください。

15 款 1 項 1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金につきましては、障害者自立支援等給付費等の実績見込みによる国庫負担金の増額補正でございます。

同じく、3 節児童福祉費負担金のうち、障害・社会福祉課分は、児童発達支援センター給付費負担金の増額補正でございます。

次に、19 ページをお開きください。

2 目民生費補助金、1 節社会福祉費補助金は、歳出で説明しました経済対策の臨時福祉給付金給付事業に係る国庫補助金でございます。

20 ページをお開きください。

16 款 1 項 1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金等につきましては、障害者自立支援等給付費の実績見込みによる県負担金の増額補正でございます。

同じく、3 節児童福祉費負担金のうち、障害・

社会福祉課分は、児童発達支援センター給付費負担金の増額補正でございます。

最後に、8ページをお開きください。

第3表繰越明許費のうち、3款民生費、1項社会福祉費臨時福祉給付金給付事業につきましては、歳出のところで説明したとおり、平成29年度に継続して実施する事業であるため、繰越明許費とさせていただきます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長（福田俊一郎）** 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、審査を一時中止しておりました議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** 議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明をいたします。

予算に関する説明書（第7回補正）の17ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、2目身体障害者等福祉費、3目地方改善対策費につきましては、いずれも人事院勧告に伴う職員給与費等の調整分でございます。

歳入はございません。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長（福田俊一郎）** 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、所管事務調査を行います。

当局の補足説明を求めます。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** 市民福祉委員会資料の5ページをお開きください。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する薩摩川内市職員対応要領を定めましたので、その概要について御説明をいたします。

資料の1、目的、2、対象となる障害のある方については記載のとおりでございますが、障害のある方に対して、市の職員が適切に対応するための要領を定めたもので、平成28年4月に施行されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づいたもので、大きく二つ、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の対応要領について定めたものが主なものでございます。

「不当な差別的取り扱いの禁止」については、資料の中ほどに書いてあるとおり、対応要領の中では第2条でうたっており、対応要領の別紙の第1から第3で基本的な考え方、それから判断の視点、具体例を示しております。

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスの提供を拒否したり、障害のない人にはつけないような条件をつけてはならないということでございまして、抜粋した具体例として4点ほど示しました。1番として、障害を理由に窓口対応を拒否する。それから、障害を理由に対応の順番を後回しにする。それから、障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレット等の提供等を拒む。それから、事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件をつけたり、特に支障がないにもかかわらず、付添者の同行を拒んだりするというようなことなどでございます。

「合理的配慮の提供」につきましては、対応要領の第3条でうたっており、対応要領の別紙の第4から第6までに基本的な考え方、過重な負担の基本的考え方、そして具体例について示してございます。

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲

で、社会的障壁 ― 障害のある方にとって日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる事物とか制度などのことでございますが、これを取り除く配慮をしなければならないということでございます、障害者個人個人が置かれた具体的場面や状況の中での取り組みを求めているものであって、事務・事業への影響の程度、それから実現・可能性の程度、費用・負担の程度が過重となるものまでを義務づけているものではございません。しかしながら、過重な負担になると考えられる場合については、その理由等について、丁寧に障害のある方に対して、その旨説明をし、理解をしていただく必要があると考えているところでございます。

抜粋した具体例としましては、段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする。それから、携帯スロープがある場合は、携帯スロープを渡してあげる。それから、配架棚の高いところに置かれたパンフレット等をとって渡してあげる。パンフレット等の位置をわかりやすく伝える。それから、筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の方の理解を得た上で、当該障害のある方の順番が来るまで別室や席を用意するとか、順番を入れ替えるなどの配慮でございます。

そのほか、要領には、管理職の責務や相談体制の整備、研修・啓発等についてうたったところでございます。

具体的職員対応要領の詳細につきましては、資料の7ページから12ページに掲載をしたところでございます。

この職員対応要領につきましては、国の各省で定めたもの、県で定めたものに沿った形で制定をしてございます。県下19市におきましては、本市を含め、7市が既に定めており、残りの市も策定を予定しているところでございます。

この職員対応要領につきましては、10月1日に制定して、その後、庁内通知で職員には通知をし、要領だけではわかりにくい部分もありますので、皆さんのお手元にも配付させていただきましたが、このような「みんなで取り組む障害者差別解消法」のパンフレット、それから「みんながいっしょに暮らせるまちへ」ということで、いろいろな障害についての説明があったりとか、具体的な例を示したパンフレットをつくりまして、各課に

配付をさせていただいたところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般につきまして質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 非常にいい法律ができたもんだなと。やはり結構大変なときもあると思うんですね。確かに、障害者手帳を提示していろいろやるわけじゃないですから、ここは障害者手帳のない人も対象にするわけですからね。だから、非常にこういう局面っていうか、あるんじゃないかなと。私も心当たりがある方もいらっしゃるんでね。だけど、それに対して、職員の方々がきちっとこういうふうに対応していただけるっていうのは、本当にありがたいことだというふうに思いますので、ぜひとも徹底する際には、十分に丁寧な徹底の仕方をしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

○委員長（福田俊一郎） 要望であります。

ほかに。

○委員（瀬尾和敬） 今ここで二つ記載しています。この薄いほうのここには、「障害者」の「害」の字をこの漢字が出てあります。こっちの厚いほうのこれは、おおむね平仮名で表記してあります。何かこれは意図があるんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 特に意図というのではございませんけれども、現在、「障害」の表記の方法として、漢字で表記する場合と平仮名で表記する場合と混在しております。

薩摩川内市の場合につきましても、以前指摘がございまして、国の要綱だったりとかそういったものについては、漢字が現在まだ使用されているということで、漢字のほうを使わせていただいておりますけれども、中にはこうやって平仮名で表記する部分も中にはございます。

違いとしては、特に、「害」という漢字があらわす、持つ意味、そういったものに対して、受け取る方のことを考えた場合に、平仮名がいいのではないかなというような意見もあつてのことだと思いますけれども、本市の場合は、まだ漢字のほうを使っているところでございます。

○委員（瀬尾和敬） 私のすぐ近所に、両手廃疾の人がいらっしゃるんですけど、その人は肩から義手つちゅうんですか、こういう器具をつけて、

それはもう器用なんですよ。畑仕事もそれでされるし、こうやってくわを使ってですね。焼酎もこれでかばっと飲まれるし、たばこもライターをここでできしっとしてつけて吸われるし、もうだから、こういう人は、私はもう障害者という扱いとか見ないんですね。余計な手助けもしません。自分で完全にできるんですよ。両手なくて大したもんなんですけど、もともと器用な方だったんですが、それがこういう独特の義手で、もう普通の健常者と変わらない生活をされます。自転車もこれで乗って、温泉に行かれます。だから、もうそういう元気な障害者もいらっしゃる。中には、こうやっておっしゃるような手助けとか、気配りをしなきゃならない障害者もいらっしゃる。これは、だから、とてもいい法律だと思いますので。

あと、本市の場合は、バリアフリーとかいうのは、公共施設はもう100%できてるんですか。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** 公共施設全てにバリアフリー化されてるかどうかということは、本課のほうでは把握はできていないところでございます。

**○委員（瀬尾和敬）** こういう法律ができたことだし、おたくの課で中心になって、例えば、直接関係ない所管課の公共施設とかあるわけですよ。そういうところも徹底して、今後されると思いますけれども、こういうのができたからには、そこまで徹底されることを望みたいと思います。心意気をお伺いします。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** 先ほども説明の中で申し上げましたとおり、施設の改修までをこの法律等では求めてはいませんが、今後、新たに整備をされたりとか、改修をされたりする際については、このようなことを十分配慮していただきながら、改修を進めていただくようお願いをしてまいりたいとは思っています。

**○市民福祉部長（春田修一）** 今の御意見で、委員の御意見につきましては、障害福祉計画、あるいは、ほかの建設部が持っておりますいろいろな計画の中でも、バリアフリー化という部分についてはうたっているところでございますので、今、課長が申しましたように、新たな施設整備のときはもちろんですが、既存の部分でも、財政的な余裕がある範囲内で、今後、逐次対応してまいりたいと思っているところでございます。特に、障害者のトイレとかそういう部分が非常にあって、1階

の東口のところにつくったりとかいうふうにしておりますので、今後は庁舎だけではなくて、企業にも責務が、義務ではないんですが、努力義務という形でうたわれておりますので、そのあたりも広く周知を図りながら、今後対応していければというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員（杉藺道朗）** 今、瀬尾委員から指摘というか、御意見があって、今、部長のほうからも答弁いただきました。

こちらがソフト的な制度上の整備ということであれば、先ほど課長が、所管が違うということなんでしょうけれども、例えば、前回、一般質問等々があって、文化ホールのいわゆる身体障害者の方用の駐車場のマークの設定とか、そういう区枠の整備等々がなされておりますけれども、声として聞くのは、晴れた日はいいですよ。雨降ったときに、車から降りるときに、要するに屋根、ひさしがない。通路の部分でこちらのほうなんかも、ちょっとだけ屋根をつけていただければ、かなり助かるんですけどっていう声も、生の声として聞いております。以前に要望もあったようにも聞いておるんですけども、そこあたりがまだちょっと実現していないんだよねっていう話も聞いたりしておりますので、当然、所管違ったにしても、先ほど言われたように、横の連携をしっかりとっていただいて、やはりそういう障害のある方に対しては、もうある意味、至れり尽くせりというふうな感じの中で対応ができるように、そこはしっかり連携をしていただきたいなというふうに思いますので、重ねて要望をしておきます。

以上です。

**○委員長（福田俊一郎）** 意見・要望であります。

**○委員（井上勝博）** 職員対応要領っていうことになってるんですが、指定管理者の施設も相当あって、職員じゃないけれども、公共施設を扱ったりとか、そういう広範な人たちの徹底というのはどうなんですかね。

**○障害・社会福祉課長（有西利朗）** 合理的配慮の提供につきましては、市内の事業所等については努力義務というような形になっておりますので、我々に対しては義務という形になりますけれども、今後、この差別解消法の、こちらのほうの見開きのパンフレットにつきましては、市内の事業者の方にも今後配付する予定でございまして、

こういったことで配慮だったりとか、そういったことについて努めていただきたいということで、周知をしたいというふうには考えているところでございます。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

---

△議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時中止しておりました議案第175号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第175号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齢・介護福祉課分について御説明させていただきます。

最初に、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の第6回補正36ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項1目老人福祉総務費の4節共済費の増額につきましては、算定基礎額の変更に伴います増額でございます。

18節備品購入費の増額につきましては、入来町の方から、高齢者福祉のために使用してほしいと御寄附をいただいたもので、増額するものでございます。

同項3目介護保険対策費の4節共済費の増額につきましては、先ほどと同様、算定基礎額の変更に伴います増額でございます。

19節負担金補助及び交付金の減額補正につきましては、介護療養型病床のグループホームへの転換を予定をしておりましたけれども、事業者からの要望がなく、その全額を減額するものでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、

介護関連施設整備補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額確定に伴います返還金の補正でございます。

28節繰出金につきましては、地域密着型サービス給付費や特列入所者介護サービス費などの介護給付費の増額に伴いまして、市の負担金が1,512万5,000円増加し、あわせて、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費などの地域支援事業費の減額見込みに伴います市の負担金が1,454万4,000円減額するため、差し引き58万1,000円増額補正するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

21ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、6節介護保険事業費補助金は、先ほど申しました介護療養病床の転換要望がなかったために、減額補正をするものでございます。

23ページをお開きください。

18款1項2目民生費寄附金では、先ほど申しました入来町の方からの寄附をいただいたため、増額するものでございます。

次に、26ページをお開きいただきたいと思います。

21款5項4目雑入のうち、高齢・介護福祉課分につきましては、説明欄の2行目、介護基盤緊急整備等事業費補助金返還金で、介護関連施設整備事業補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴います返還金でございます。これは、平成23年に整備したグループホームからの返還金でございます。

以上で、一般会計にかかわります説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第184号 平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第１８４号平成２８年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、議案第１８４号平成２８年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書（第６回補正）の１８２ページをお開きください。

１款１項１目居宅介護サービス費の増額補正につきましては、それぞれの実績見込みに伴う増額でございます。

１８３ページをお開きください。

１款５項７目特定入所者介護サービス等費の増額補正は、サービス利用者の増加に伴います補正でございます。

１８４ページをごらんください。

１款６項１目介護予防サービス費の増額補正につきましても、同様、サービス利用者の増加に伴うものでございます。

１８５ページをお開きください。

３款２項２目総合相談事業費の１節報酬につきましては、嘱託員を公募いたしましたことが、応募がなかったことに伴うもので、２節委託料につきましては、市内の在宅介護支援センターに委託しております高齢者宅の定期訪問や介護保険の代行申請などの実績に伴います減額でございます。

５目任意事業費につきましては、これも同じく、嘱託員を公募しましたけれども、応募がなかったことに伴います減額でございます。

７目包括的支援事業一般管理費、２節から４節につきましては、異動等に伴います増額補正でございます。

１３節委託料につきましては、地域包括支援センターの実績見込みに伴います減額でございます。

１８６ページをお開きいただきたいと思います。

３款３項１目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、実績見込みに伴います減額補正でございます。

１８７ページをごらんください。

３款４項１目一般介護予防事業費１節報酬は、嘱託員を公募いたしましたけれども、応募がなかったことに伴いますもので、２節から４節につき

ましては、異動等に伴うものでございます。

８節報償費につきましては、介護予防元気度アップ事業の実績見込みに伴います減額でございます。

１３節委託料につきましては、ミニデイサービス事業の実績見込みに伴います増額でございます。

１８８ページをお開きください。

３款５項１目審査支払手数料につきましては、実績見込みに伴います減額であります。

１８９ページをごらんください。

４款１項１目介護給付費準備基金積立金の増額補正は、平成２７年度からの繰越金確定に伴います増額でございます。

１９０ページをお開きください。

６款１項２目償還金の増額補正は、平成２７年度分の介護給付費の確定に伴います国庫支出金等精算返納金の増額でございます。

続きまして、歳入について説明をいたします。

１７４ページをお開きください。

４款１項１目介護給付費負担金の増額補正は、地域密着型介護サービス給付費等の増額に伴います補正であります。

１７５ページをごらんください。

４款２項２目地域支援事業交付金の３節の減額は、総合相談事業費等の減額に伴うもので、６節の減額は、介護予防・生活支援サービス事業費等の減額に伴うものでございます。

１７６ページをお開きください。

５款１項１目介護給付費交付金の増額補正は、地域密着型介護サービス給付費等の増額に伴うものでございます。

２目地域支援事業支援交付金の減額補正は、介護予防・生活支援サービス事業費等の減額に伴うものでございます。

１７７ページをごらんください。

６款１項１目介護給付費負担金の増額補正は、地域密着型介護サービス給付費等の増額に伴うものでございます。

１７８ページをお開きください。

６款３項１目地域支援事業交付金の３節の減額は、総合相談事業費等の減額に伴うもので、７節の減額は、介護予防・生活支援サービス事業費等の減額に伴うものでございます。

１７９ページをごらんください。

９款１項１目一般会計繰入金の１節介護給付費

繰入金の増額は、地域密着型介護サービス給付費等の増額に伴うものでございます。

4節の減額は、介護予防・生活支援サービス事業費等の減額に伴うもので、5節の減額は、総合相談事業費等の減額に伴うものでございます。

180ページをお開きください。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、決算余剰金が発生したため、基金繰入金として予算計上した分を減額するものでございます。

181ページをごらんください。

10款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したため、増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 先ほど、185ページと187ページで、嘱託員を募集したけれども、応募がなかったということで減額されて、こういうことってというのは多いというのか、要するに、今、これだけやっぱり仕事みんなないって言って、職探しが大変なときですから、やっぱりそういう応募がなかったってというのは珍しいことだなんていうふうに思うんですけれども、これまでもこういう応募がないってというのは結構多いんですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） これまでは、応募をした場合は、必ず応募いただいていたんですけれども、今年度から、人員をふやして体制を整えようということで、人員増を図ったところであります。その分のちょっと応募がなかったということで、185ページの資格につきましては、介護支援専門員、ケアマネと言われている資格を持っていらっしゃる方を応募をしたところでございますが、募集がなかったということでございます。187ページの一般介護予防のところにつきましては、認知症のところ、運動と脳トレを特化した今教室等をやっておりますけれども、健康運動指導士なるものとか、理学療法士を持っていらっしゃる方を応募したんですが、手挙げがなかった、募集がなかったということでございますが、どなたかいらっしゃれば、御紹介いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（福田俊一郎） よろしいですか。

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員のほうから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、審査を一時中止しておりました議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） それでは、議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算、高齢・介護福祉課分について御説明いたします。

最初に、歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書（第7回補正）の18ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項1目老人福祉総務費、3目介護保険対策費及び4目養護老人ホーム費の増額につきましては、給与改定に伴います増額でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

9ページをお開きください。

21款5項4目雑入の増額分は、甕島敬老園へ派遣している職員の給与改定に伴います増額分でございます。

以上で、一般会計にかかわります説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第198号 平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第198号平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、議案第198号平成28年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算について御説明いたします。

歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書（第7回補正）の125ページでございます。

3款2項7目包括的支援事業一般管理費及び126ページをお開きいただければと思います。3款4項1目一般介護予防事業費の増額補正につきましては、給与改定に伴うものでございます。

127ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金の減額補正は、給与等の増額に伴う積立金の減額補正でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

122ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金から123ページの6款3項1目地域支援事業交付金及び124ページの9款1項1目一般会計繰入金の増額につきましても、給与改定に伴うものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、高齢・介護福祉課の所管事務について御説明させていただきます。

市民福祉委員会資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

これまで、委員会などで資料等もお出しさせていただいておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、13ページのほうは、本市の認知症の現状と課題でございます。

上のピラミッド型の図をごらんいただきたいと思いますが、本年4月1日現在のデータですけれども、65歳以上の高齢者2万8,856人のうち、介護認定を受けていらっしゃる方が6,100人、そのうち、日常生活自立度Ⅱ以上の認知症の方が4,002名、全高齢者の13.9%となっておりましてあります。

ピラミッドの真ん中、介護の未認定で認知症の疑いのある高齢者の方は、初期集中支援チーム、支援事業において把握した数でございますけれども、発症率は3.9%であります。これらを含めると、全高齢者の約5人に一人が認知症であるんじゃないかなということで考えられるところであります。

MCⅠ期とありますけれども、その下のほう、軽度認知機能障害で、何らかの認知機能の低下は見られるけれども、日常生活に支障はない状態でございます。

下の表をごらんいただきたいと思いますが、本市の認知症の高齢者の割合は13.9%でありまして、国の平成37年の予測をも上回っている状況

でございます。

MC I 期の欄をごらんいただきたいと思いますが、MC I 期の有病率推定値は約 13%と言われておりまして、この方々が 10 年後、20 年後の認知症の予備軍でございます。

課題の欄をごらんいただきたいと思いますが、発症予防策につきましては、運動・脳トレ・栄養改善が効果的であると、国の報告もありまして、医師会等とも連携を図りながら、早期診断や早期対応を講じているところでございます。

また、これまでも生活習慣病予防や運動機能向上などの事業を実施してまいりましたけれども、これからこれらを一体とした認知症予防に特化した施策を展開していく必要があると考えているところでございます。

14 ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど申しましたけれども、このような現状と課題を踏まえまして、新オレンジプランの 7 つの柱を基本といたしまして、本市では、次の事業に取り組んでいるところでございます。

1、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進では、特に、(2)の認知症サポーター養成講座でございますけれども、本年度は、市議会議員の皆様方を初めといたしまして、職員全員にもこの講座を受講していただいたところでありまして、

2、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供では、認知症初期集中支援事業を実施しております。アの目的にありますとおり、認知症初期集中支援チームを配置をいたしまして、認知症の方への早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しております。活動状況といたしましては、対象者などからの相談のほか、本市独自の活動といたしまして、70 歳以上で介護認定を受けていない方を対象に、御自宅を訪問させていただいて、お困り事がないでしょうかというような聞き取りを行って、実態把握を行っております。

下の図は概念図でございます。

19 ページをごらんください。

3、若年性認知症施策の強化であります。若年性認知症の方を把握する……

〔「15 ページ」と呼ぶ者あり〕

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 済いません、15 ページをごらんいただきたいと思いますが、済いません。

若年性の認知症の方を把握するのは、なかなか

難しいところがございますけれども、認知症相談会等で対象者を把握させていただいて、家庭訪問等を行い、適切な支援が受けられるように支援をしているところでございます。

4、認知症の人の介護者への支援につきましては、平成 26 年 12 月に、家族介護者の会「よいやんせ」を発足させまして、また、本年度からは、市内 10 カ所で認知症カフェを開催をいたしまして、認知症の方や介護をされている方など、誰もが気軽に集い、悩みの共有や介護の対応等について、お互い情報交換ができる場を提供をしているところでございます。

5、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進では、地域ケア会議の開催や認知症ケアパスの作成を行っております。権利擁護につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと思います。

16 ページをお開きください。

6、認知症の予防では、(1)介護予防総合通所型事業、いわゆるミニデイを市内 20 カ所で現在実施しております。これは、65 歳以上の方全員どなたでも参加できまして、運動を中心としながら、介護予防に努めているところでございます。

(2)認知症予防教室では、病院から紹介をいただいた軽度認知障害が疑われる方などを対象に、国立長寿医療センターや筑波大学などの先進事例を参考に、運動を中心とした認知機能トレーニングなどを実施をしているところでございます。

7、認知症の人やその家族の視点の重視では、認知症への理解を深めるために、認知症講演会などを随時開催しているところでございます。

次に、介護予防元気づけアップ事業でございます。社会参加をしていただいて、介護予防や健康の保持・増進等を図ろうとするものでございまして、実績等につきましては記載のとおりでございます。

17 ページをごらんください。

高齢者介護予防コーディネート事業であります。下の図をごらんいただきたいと思いますが、下の図は、地域包括ケアシステムの姿でございます。コーディネート事業では、この図の一番下の部分で、生活支援や介護予防の部分それぞれの地域の実情に応じた体制を構築していただくというものでございます。事業の内容は記載しておりますとおりであります。

実施地域は、募集をいたしまして、手挙げを応

募していただいた14の地区コミュニティ協議会で実施をしていただいているところでございます。これまでの実績といたしまして、ネットワーク協議会の設立やボランティアグループの結成など、それぞれの地域の実情に応じた体制づくりが図られつつあるところでございます。

18ページをお開きください。

権利擁護センター事業についてでございます。当該センターにつきましては、平成27年1月に、社会福祉協議会内に設置をいたしました。

3の主な事業は、(1)福祉サービス利用支援事業では、判断能力に不安がある方を対象に、福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理などを行っております。利用実績につきましては、記載のとおりでございます。(2)法人後見事業では、必要な方に対し、家庭裁判所から選任を受け、財産管理や介護サービスの契約等を行うものでございます。実績といたしまして、これまで5人の方をお受けいたしましたけれども、お一人亡くなられたので、現在、4人の方を引き受けているところでございます。

19ページをごらんください。

(3)成年後見制度普及啓発事業では、シンポジウムの開催や成年後見養成講座などを実施し、制度の理念の普及や後見人等の担い手の確保に努めているところでございます。それぞれの実績につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、高齢・介護福祉課の所管について、説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（福田俊一郎）** 当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（瀬尾和敬）** 65歳以上の高齢者である私が最近思っていることは、女房によく、部分的に認知症になってると言われます。ふと物忘れしたりすることが多くなったせいだと思います。

実は、きのうなんです、寒空の中に96歳のおばあちゃんを70歳の娘さんが、もう結婚されたんですけども、おばあちゃんを面倒見るのに娘さんが帰ってきて、それで寒いところに二人、おばあちゃんは座っておられましたが、その娘さんが立っておられたので、顔見知りでしたから、「どうされたんですか」って言ったら、「大丈夫ですか」って言ったら、おばあちゃんが徘徊をずっと、ついてこられたんでしょうね。だから、私は、

こうやってそれはもうもちろん認知症で、もうどうしようもない状態だから、娘さんが面倒を見に帰ってこられたんですけど、こうやって認知症の人をしっかりと面倒を見る仕組みというのはいろいろあるんですが、それを今度は支える人の仕組みっていうのも、やっぱこれから先は大事なんじゃないかなと。もうだんだんそれで、老老介護という感覚になってくると、見てる人までおかしくなるんじゃないかなというそんな思いがするんですけど、そんなようなものというの、こういう中に入ってるんですかね。どのあたりが。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 先ほど若干説明をさせていただきましたけれども、なかなか家族の方々なんか情報が共有できないというのがありますので、認知症カフェであったり、家族介護者の会というのを設置をいたしました。今まで家族介護をされていらっしゃる方なんか、一堂に集まられて、どのようにしたらいいのか、あと息抜き場所であったりとかいうのを今提供をしているところでございます。

**○委員（瀬尾和敬）** 我がまちは、よそよりも認知症の方がふえていると、やや多いというこういう現実を突きつけられると、何か身につまされるものがあるんですけど、どうしたもんなんですかね。いや、こうやっていろいろ努力をされていますけれども、これは実際のそういういろんな生活の中に結びついていかなきゃいけないと思いますね。今おっしゃったように、介護する方も、そうやって情報交換をすることで、ふと心が和んだりとか。中にはいらっしゃるんですよ。もうどうしようもないから、自分が面倒を見てりゃあ、もう頭にきてしょうがないから施設に預かってもらったとか、そういう話がもうしょっちゅう最近聞くもんだから、不幸なことが起きないように一生懸命取り組んでください。よろしくお願いします。

**○委員長（福田俊一郎）** ほかにございませんか。

**○委員（井上勝博）** 今に関連してなんですけど、父も認知症になって、施設に預かってもらってるんですが、やっぱりおやじがそういうふうになると、自分もっていう思いはやっぱり当然出てきますよ。それで、運動、栄養、何だっけ、何か書いてありましたけども、誰だっけなりたくはないわけで、やっぱり気をつけなきゃいけないことについて、もっと徹底、若い人にも徹底すると、予防ができるものであるならば、若いうちからで

きるものであるならば、そういったことについては、どのような取り組みになってるのかなというのが一つ。

それから、元気度アップ事業についてなんですけど、発行枚数が9,162枚ということで、以前から、この前の制度だったおでかけ支援券との発行枚数との関係はどうなのかっていうこともお尋ねしたいと思います。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 若い方への認知症予防といいますか、若年性の認知症の方はなかなか見つけにくいっていうのもあるんですけども、65歳以上の方々ににつきましては、先ほど申しましたけれども、ミニデイなど、一般介護予防事業の中で、運動であったり、口腔であったり、栄養であったり、脳トレであったりとかっていう部分で予防をしていただこうということで、今、事業を展開をしているところでございます。

広報等につきましても、随時広報をさせていただいて、募集等もかけたりしているところでございますので、ぜひ多くの方に参加していただければなと思っていますところでございます。

本当に、認知症の方が全国平均よりも多いというのは、これまでも介護認定率が若干全国平均よりも高かったというのと、それは在宅介護支援センターなんかがよく地域を回られて、いろいろそういう方々との御相談を受けてきてたっていうのもあるかと思います。

あと、元気度アップの発行枚数については、前、おでかけ支援券は約1万2,000件でございました。元気度アップにつきましては、ここに記載のとおりでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** どういう、若い人がやっぱり自分の親が認知症になったりすると、やっぱりそういう家系なのかなというふうに思うわけで、そのときに、やっぱり若いうちからどういうことをしてれば予防になるのかなっていう知識がないもんですからお尋ねしたわけですけども、そういった普及も図る必要があるんじゃないかということでした。

あと、元気度アップなんですけど、これ1万2,000件が以前はおでかけ支援券で発行されていて、今は9,000件ということで、約3,000人の方々が、いわばおでかけ支援券を以

前はいただいていたんですけど、もらえていないということで、これは参加しないことには、自分から自主的に参加しないことにはないわけですけども、しかし、そういった方々については、例えば、本当に体が弱いとかっていう方々もいらっしゃるわけで、意欲を持たせるというか、出かける意欲を持たせるという点では、入浴券とかあいつたのはよかったのかなと思っているわけなんですけれども、この3,000人の方々についてどうするのかということについては、何かお考えはないのでしょうか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** この元気度アップ事業につきましては、先ほどから申しますように、元気な高齢者をふやしていこうという形で、介護予防ということで取り組んでまいったわけでございます。おでかけ支援券につきましては、これまでも、寝たきりじゃないでしょうけれども、そのような方々にとってはいらっしゃるっていう話では聞いておりますけれども、そこら辺は、介護サービスを受けていただいて、デイサービスに行かれたりとかってしてる部分で外に出ていただいているのではないかなということで考えております。

以上です。

**○市民福祉部長（春田修一）** 高齢者の方の外出とか、そういう元気度アップの部分につきましては、このポイントによりまして、隣近所と申しますか、友達等も一緒になって参加したり、あるいは、ボランティアという形で、高齢者が虚弱な高齢者を、元気な高齢者が虚弱な高齢者を見るとか、そういう活動もされてるようでございます。

また、そのほかにも、課長が申しましたが、そのほかにも、今、私どもとしましては、コーディネート事業というのを進めております。これも、地域の中で地域の実情に応じて元気な高齢者が高齢者を見守る、あるいは、介護予防に取り組んでいただくという考え方を持って、今、モデル的に取り組んでるところでございまして、今、いろんな、先ほど言ったように、ネットワークをつくったりとか、見守りのネットワークをつくったり、あるいはサロンをしたりとかいう形で、地域の実情に一番近いところで活動がされるようになってきておりますので、残りの差が3,000ぐらいございますが、そこの分については、そういったさまざまな事業の中で、地域と一体となって取り組

んでいければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）以前のおでかけ支援券のときの予算と、この元気度アップ事業になったときの予算っていうのは、どのぐらい違うものなんですかね。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）差が3,900万ぐらいでございます。

〔「違う違う」と呼ぶ者あり〕

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）申しわけございません。差が、約2,000万です。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

ほかにありませんかね。

○委員（新原春二）成年後見制度についてなんですが、今の法人後見事業のところでは5名申請があって、一人が亡くなって、今現在4名だと。そのうちの5人のうちの3名が市長申し立てによることということで今報告がなされているんですね。この数とその次にある成年後見制度の普及・啓発活動ってことで66名受講者があるって、今現在、受講者のうちで支援員として活動している人が4名いらっしゃるってことなんですけども、この4名は合致をするんですかね。どうでしょう。この法人後見事業の4名と、現在受注をしている4名と、それから、受講者のうち、支援員として活動している4名が今現在いらっしゃいますよね。これが合致をするのか。同一人物なのか。どうでしょう。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）18ページのこの受任者の4名というのは、もう判断能力のない方で、法人として社会福祉協議会が後見人に立ってる方でございます。この19ページの4名は、社会福祉協議会のほうに嘱託員としてか、臨時職員として入られて、この4名とか、あと福祉サービス事業なんかを利用されている。金銭管理をしないといけない人たちがいらっしゃるんですけど、そういう方々のお世話をするといいますが、そういう方で支援をしているほうでございますので、全く別でございます。

○委員（新原春二）全く別ですね。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）はい。

○委員（新原春二）これから先やっぱり、だんだんふえてくる状況にあると思うんですよね。特に、施設なんかに入ってる方は、もう後

見人がいなくて結構入っている方がいらっしゃると思うんですよね。そういったときに、施設が金銭管理をしているところなんか当然あるわけですから、そうしたときに、この後見人制度の受講をされて66名がいらっしゃるっていうことで、お願いをすれば、サポートができる方々ですよ。そういう方々の利用度、利用度っていいですか、後見人をお願いする方々の周知徹底っていいですか、もうあの人は、本当は後見人立てたほうがいいのになというところの方々の把握というのは、市のほうでできるわけですかね。施設のほうとかそういうのがないと、自己申告じゃないとでないですかね。そこら辺はどうです。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）後見が必要な方の把握というのは、なかなか難しい状況ではございます。施設とも連携をとりながら、把握はしているところでございまして、ただ、現在、18ページにございます3のウの実績のところがありますけれども、この方々が101件ほどあるんですが、福祉サービス事業などを利用されている方々なので、今後、こういう方々なども、もしかしたら成年後見といいますか、法人後見というか、そういうのが必要になってくる方々なのかなっていう、幾らかは、という形で思っているところでございます。

○委員（新原春二）わかりました。成年後見制度は、県内でも薩摩川内市はトップクラスなんですよ。非常にいい制度ができて、特に、もう社会福祉協議会で受けていただいて、実際に稼働してるっていうことで、非常に県内で市も初めてじゃないですかね、鹿児島市を通じて。そういう面では、非常に先駆者ですの。

あと、本当はいらっしゃるほうがいいんですよ。いないのがいいんですけども、まだまだ潜在的にそういう方がいらっしゃるんじゃないかなという感じもしていますので、そこら辺の広報宣伝っていうか、啓発のあり方をやっぱり何か始めていかんのかなと思いますよね。そういう面では、今回、各14コミ協にそれぞれサポーターが入っていますし、ああいう方々を通して、やっぱりコミ協ベースで啓発を図ったらどうかと思うんですけども、そこら辺の啓発のあり方についてはどうですかね。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）啓発につきましては、広報紙等も含め、あと民生委員さん

であったり、健やか支援アドバイザーさんたちの研修会でもお話をさせていただいてるところでございます。

また、19ページの下にございますけども、シンポジウム等を開催をいたしまして、普及・啓発活動を行っているところでございます。

また、あと本年度も、来年3月ぐらいには、シンポジウムを開催したいということで考えているところでございます。

以上です。

**○委員（新原春二）** なかなか難しいことですよね。頼むっていうのは非常に難しい状況ではありますがすけれども、やっぱり誰かが後押しをしてくれないと、なかなか厳しい状況なのかなと思いますので、そういう地域の方々からのやっぱりそうしたサポートっていいですか、そういうものをぜひ啓発を通じてお願いしたい。要望しておきます。

**○委員長（福田俊一郎）** 意見、要望であります。

**○市民福祉部長（春田修一）** 先ほどのこの市民後見人の養成講座の部分が、おかげさまで66名の方が受講をしていただいております。

ただ、成年後見、市民後見になりますと、国のほうが、委員おっしゃいますように、今後、権利擁護が必要な方がふえてくるだろうと。そのためには、専門機関とかそういうのだけではとても対応できないので、市民後見を育てていく必要があるということで、国のほうでも発しております。

ただ、裁判所のほうが後見人という形で指名をしますので、そのためには、それなりのスキルアップと申しますか、対応能力を高めていかないといけない。そのためには、まず、社会福祉協議会のほうに法人後見を取っていただいて、その中でいろんな業務を、社会福祉協議会の社会福祉士とか、そういう専門が対応をしながら、そのサポートを市民後見の方がしていただくと。そうすることによって、スキルが上がってくると。そうすると、もう法人で対応できない、あるいは専門で対応できないときに、また、所得が低くてどうしても弁護士とかそういう部分になると支払いができないとか、そういうようになった場合に、この市民後見の方がサポートして対応をしていただくと。いうふうに考えているところでございます。今、一生懸命この4年間、受講者をふやしながら、予算の関係もあって、この方を全部臨時でも何でも使ってスキルをとればいいんでしょうけど、な

かなかそこまではいかないんで、この中でも、市民後見としてやってみたいという意識の高い方を臨時とかそういう形でお願いしながら、スキルを高めていってるところでございます。今後、この法人後見という部分をより社会福祉協議会のほうが充実していったら、その中で市民後見人も育てていければというふうに考えております。

あわせて、市民への周知につきましては、ある程度、受け入れ体制ができつつございますので、今後、委員おっしゃいますように、地区単位での周知活動、そういう部分も力を入れていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、今後、前向きな形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○委員長（福田俊一郎）** ほかに。

**○委員（瀬尾和敬）** 介護予防元気度アップ事業について、実は、ことしから各地域で開催される文化祭に、これを適用してもらえるようになりまして、3時からその結果報告をする会があるんですけど、それはそれとしまして、そのときに言われたことが、見に来た人だけが対象になるんだと、実際する人は対象にならないんだというのを聞いた。ところが、最近はどうも高齢化してますので、見に来るほうも65歳以上であり、するほうも65歳、最高87歳の方もおられたんですが、そんな状態なのに、どうして見に来る人だけが対象で、実際演技する人は対象にならないのかっていうこと。

あともう一つは、これはどういうふうな申請の仕方をすれば、介護予防元気度アップ事業の対象になるのかですね。最近では、いろんな大会というのを開催されますが、結構、65歳以上の方が多い大会とか、それから、カヌー系の勉強会というのも65歳以上の方がされる勉強会、フラダンスとかもそうらしいんですが、どんどんそういうのがふえているんですよね。どういう申請の仕方をすれば、採用してもらえるのかなと。

その2点なんですけど、それをお伺いしたいと思います。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** まず、申請の仕方というほうですが、その事業自体が介護予防になるのかどうか、お出かけ支援になるのかどうかということで、お出かけを含めて、高齢者の介護予防につながるのかどうかということで、どのような事業をされるのかっていうのを私ども

の課のほうに申請をしていただいて、ヒアリングをさせていただいて、決定をさせていただいているところであります。

**○主幹兼介護給付グループ長（中俣賢一郎）**

済いません、前段の御質問の件ですけれども、最初、文化課から依頼が来た分については、元気度アップの趣旨として、参加者などで参加する人はオーケーかということで、オーケーは出しました。

準備の方については、そこまではもうポイントは要らないというか、そこまでは我々も求めてないということで説明を受けたので、それならオーケーですということで。

あと、文化協会もたくさんあるので、うちのほうがスタンプは1個しか準備できなかったんですけれども、協会のほうで各支部にスタンプのほうも準備していただいた現状がございます。

以上です。

**○委員（瀬尾和敬）** もうこの際ですので、洗いざらいお話ししますけど、文化祭の開催日が異なっておりましたので、本土地域の場合は、済んだところにとりにいく、その印鑑をですね。もしくは、持ってきてもらって、ずっと回して使わせていただきました。あと、島のほうは、別途用意されたんですかね。

あと、介護予防になるかならないかという判断はこちらでされるんでしょうけど、例えば、私は短歌をやっていますが、短歌に来る最高齢100歳のおばあちゃんもいらっしゃいます。こういう人たちこそ、それこそ介護予防につながるんじゃないかなという気がするんですが。私、今、67歳ですけど、仲間はそれ以上の人だらけなんですよ。だから、私は、そういう意味では介護予防、頭を使いますから、ある意味、ひねったりとか、だから、結構なるのかなと思ったりもしました。今後、じゃあ、そういうまわりの方々と相談して、申請してほしいということだったら申請すればいいということでよろしいんですかね。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** これまでこの対象になるのにつきましては、ほぼ運動を主にされるのの団体等をしていたんですけれども、今年度からは、文化的な催しで出ていかれる分についても対象にしたところでございます。

以上です。

**○委員（瀬尾和敬）** わかりました。

**○委員長（福田俊一郎）** よろしいですか。

**○委員（瀬尾和敬）** ちょっと済いません。どうも個人的なことを言い過ぎて済いませんでした。終わりにします。

**○委員長（福田俊一郎）** よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員、ありませんか。

**○議員（落口久光）** 済いません。長くなって申しわけないんですけど、この家族介護者の会の参加状況というのは、それなりに活発なんですかね。具体的な数字は結構なんですけど。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 参加人数まではちょっと把握はしておりませんけれども、平成27年度につきましては2カ月に1回開催をしておりました。本年度につきましては毎月開催をして、勉強会であったり、お茶飲みであったり、とにかく家族同士で息抜きの場にしていただいたりとかしてるところでございます。

**○議員（落口久光）** 私が小さいころ、経験があって……

済いません。経験があって、やっぱり相当重度で夜中徘徊をするじいちゃん、ばあちゃんがいるときは、介護する側が相当疲弊するんで、多分、昼間だったら出られないとか、夜はもう介護しないといけないとかいうので、逆に、本当は結構重度の方を見てる方で、もし出られてない方がいるんだったら、そちらのケアをもうちょっと重点的にしないと、ちょっとまた非常に不幸なことが起きたりとかいうのがありますので、いろいろされているというのは、これを見るとよくわかるんですけれども、もうちょっとそういうところを、細かく誰が何回来たっていうのではなくてもいいので、月1回でも2カ月に1回でもいいので、何かそういう場を本当に確実に提供できるような形になるといいのかなっていう気がしましたので、そこをちょっとお願いしたいなと思ひまして。

済いません、以上です。

**○委員長（福田俊一郎）** 何かありますか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** その辺の相談につきましては、市内の在宅介護支援センターであったり、地域包括センターであったり、我々高齢・介護福祉課のほうに御相談いただければですね。

また、認知症の関係につきましては、先ほど申しました認知症初期集中支援チームというのも設置しておりますので、御自宅等も訪問させていただきながら、お話に乗りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

△保護課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、保護課の審査に入ります。

---

△議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時中止しておりました議案第175号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（小原雅彦）それでは、補正予算につきまして御説明させていただきます。

まず、歳出予算、予算に関する説明書の39ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費の補正額は、2,208万7,000円であります。内訳として、児童手当の変動による職員手当の減額と標準報酬の見直しに伴う共済費の調整分並びに国庫支出金等精算返納金2,149万8,000円は、生活保護費等国庫負担金の確定に伴い、平成27年度に多く受け入れた国庫負担金を返納するために増額補正するものであります。

2目扶助費は、歳入のところで説明いたしますが、生活保護費返還金が生じたことによる財源調整であります。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算書の18ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金のうち、4節生活保護費負担金の35万6,000円ありますが、これは、平成27年度的生活保護費等国庫負担金の確定に伴い、メニュー事業の一つでありました介護扶助費等国庫負担金が精算不足であったことから、国庫負担金が追加交付されることになりましたので、増額補正するものであります。

続きまして、26ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入、説明欄のうち、生活保護返納金、まずは125万円ですが、これは、過年度の生活保護返納金で、その下、生活保護返納金335万円は現年度の生活保護法、いわゆる第63条に規定する返納金、その下、生活保護徴収金74万円は現年度の生活保護法の78条に規定する徴収金について受け入れたもので、増額補正するものであります。このうち、63条に規定する返還金とは、保護費を給付した後、各種年金の遡及受給や介護保険の償還金など、何らかの収入があったため、収入相当分を後ほど返還させたもので、78条に規定する徴収金とは、保護費を給付したにもかかわらず、収入があったことを隠匿または虚偽の報告するなど、不実な申請その他不正な手段により保護費を受給したものであって、厳しく指導した後、徴収金として収納するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止しておりました議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（小原雅彦）それでは、第7回補正につきまして、予算に関する説明書の20ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費の補正額は、91万4,000円あります。これらは、人事院勧告に伴う給与費の補正によるものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員からありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次は、所管事務調査を行います。

当局からの説明は何かありますか。

○保護課長（小原雅彦）特に今回はございません。

○委員長（福田俊一郎）所管事務全般についての質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この間、行きずりの方から声をかけられて、「保護をしてください」と言われて、金曜日でしたので、夜でしたので、役所に電話したら、たまたまいらっしゃった方がいて、その方を私の家に2泊か3泊ぐらい泊めて、いろいろやる中で、やっぱり住所を探さなきゃいけないと、住居を探さなきゃいけないということで、住居を探していただいて、保証人が必要だということで保証人になったわけなんですよね。

ところが、いわば、いつの間にかいなくなっちゃって、民間の不動産の方が、お金が入らないってことで、私のほうにも相談があったわけですよ。

しかし、何だかんだっていったらいろいろやっていただいて、私とその保証金を出すってということにはならなくて済んだんですけれども、ただ、これからのことを考えると、仮にそういうケースがあった場合に、保証人になることができなければ、住宅をその人は、住宅に住めないということになるわけであって、先に声をかけられた人が責任を持つべきだと言われても、ちょっとなかなか責任を持つってということには、なかなかならないと思うんですよ。

そういう点で、ちょっと何とかならないものなのか。これからもそういうこともあるかもしれませんよね。だから、そこら辺、何か考えることはないんでしょうかと。考えていただくことができないんでしょうかと。何らかの制度っていうか、何かできないんでしょうかということなんですけど、どうなんですか。

○保護課長（小原雅彦）今、議員がおっしゃっ

たように、例えば、いけば家族、親族、全くそういう方がおられないとか、そういう方が本市に入ってきて住む場所もないというケースも、これまでもございました。基本的には、やはりこの不動産屋さんも、やはり保証人を求められるんですが、どうしてもない場合などもございまして、そういうときには、特別な特定の大家さんに御相談申し上げ、御了解をいただいた上で、入居をさせたケースがございました。そういう場合、ケース・バイ・ケースで対応させていただいて、これまでもございましたけど、事なきを得ている状況はございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博）これまでは、何だかんだっていろんな人たちの協力とか、いろいろ知恵とか工夫とかがあって、事なきを得たかもしれませんが、やっぱりこっちがおっくうになってくるっていうかですね。「保証人になっていただけませんか」って言われたときに、そういうケースがあると、いや、また同じことが起こるかもしれない思ったりしますよね。だから、何とか公的な保証人になる人が、公的な者に、例えば、市が保証人になるとか、そういうふうにもできないものなのかということなんですよ。

○保護課長（小原雅彦）今申し上げたとおり、やはり大家さん、どうしても保証人がお求めになられます。やはりその方の後見的なことをして下さる方が、それは善意になると思いますので、なってくださって入居をされるケースもあります。

ただ、今申し上げたとおり、今のところ、制度的な部分では、市がそういう保証人になるというものはございませんので、そういう場合は、今申し上げたように、大家さんに御相談申し上げて、御理解をいただく。ないことはございませんので、そのような対応をとらざるを得ないだろうというふうに、今は考えているところであります。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員、ありませんか。

○議員（松澤 力）途中で済みません。ちょっと生活保護の件でお伺いしたいんですけど、ちょっと私も、ちょっとまだ状況をわかってなくてあ

れなんですけども、市民の方からの声で、生活保護を受給されてる方が、もちろん本当に生活が厳しくて生活保護が必要な方っていらっしゃると思うんですけども、生活保護を受けていながら、例えば、パチンコに行くとか、生活保護を受給しているのに何かちょっと別のお仕事をされていて収入を得られている方とかもいるみたいなことをおっしゃってる市民の方がいて、それがどこまで本当なのか、実態なのかはわからないんですけども、生活保護を受給されている方の状況というか、どういう使われ方とか、どういう生活をされて本当に受給が必要な方なのかというところのチェックというか、そういったのをされてるところがあるのかなんていうのをちょっと確認だけさせていただけたらと思ったんですけども。

○保護課長（小原雅彦）まず最初に、生活保護の申請がございましてから行う。いろんなやはり本当に保護が必要な方であるかというのは、調べさせていただきます。例えば、当然、家庭訪問いたしまして、その方の生活歴、職歴、あるいは親族の状況とか、それから、資産、預貯金でありますとか、生命保険とか、そういう調査を行いますとか、そのほか、就労が可能な方かとか、あるいは病状・病歴とか、あるいは戸籍等による扶養義務者がおられるかどうかとか、あるいは年金とか、そういうのを全て調査をさせていただきます。そして、本当にその方が、保護が基準に従って適正かどうかを審査した上で、保護の開始を行うところであります。それぞれその調査をした中で、それぞれ決定した後は、段階的に、例えば、Aケース、Bケース、それぞれA、B、C、D、Eケースに分類いたしまして、例えば、Aケースであれば、月に1回必ず訪問いたしまして、そういう生活の状況というのは確認いたします。今おっしゃったように、お仕事ができるような方であれば、働いていなければ、就労支援員とかおりますので、やはり就職指導を行って、やはり働くような指導を行いますし、今おっしゃったように、パチンコなどをもしされておられることがあれば、やはりそういう時間があるようであれば、お仕事にちゃんと行っていただくように指導いたしますので、我々はそういう形で生活保護を行っているような状況であります。

以上でございます。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

○議員（松澤 力）はい。ありがとうございます。市民の方もいろいろ個人的な感情とか、いろいろあるのかもしれないんですけども、いろんな思いを持っていらっしゃる方がいらっしゃるみたいですので、今もしてくださってると思うんですけども、引き続きそういった支給後の方のなるべく自立していただけるような形の方は、そういった御指導をいただけたら、やはりありがたいと思っております。

済いません、ありがとうございました。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

△子育て支援課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、最後の所管になりますけれども、子育て支援課の審査に入ります。

---

△議案第169号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第169号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）子育て支援課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議案つづりその1、169-1ページをお開きください。

議案第169号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

改正内容につきましては、議会資料で説明させていただきます。市民福祉部の議会資料の1ページをお開きください。

まず、趣旨といたしまして、平成27年度から子ども・子育て新制度がスタートいたしました。これに伴いまして、へき地保育所である里保育園及び下甕保育園につきまして、子ども・子育て支援法に基づく特例保育を行う施設に移行させるとともに、一時預かり保育の実施を定めるほか、所定の規定の整備を図ろうとするものでございます。

概要といたしまして、一つとして、法及び本市

子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則等に基づきまして、本土地域の保育園等と同じように支給認定を行うことになります。

二つ目といたしまして、保育料の改定を行います。

アといたしまして、支給認定に基づく保育必要量に応じまして、保育標準時間支給認定子どもと保育短時間支給認定子ども——これはパートの方など——の2つの保育料を定めることとなりますが、従来の保育料を、時間の長いほうの保育標準時間支給認定の保育料として設定いたします。

イといたしまして、今年度から施行されました国の法施行令改正にあわせまして、多子世帯のうち、支給認定保護者の市町村民税所得割合計額が5万7,700円未満である場合、第2子を半額、第3子以降を無料といたします。

ウといたしまして、ひとり親世帯、障害者同居世帯等につきまして、支給認定保護者の市町村民税所得割合計額が7万7,101円未満である場合の保育料を、第1子は現行の半額といたしまして、第2子以降は無償とするものでございます。

エといたしまして、18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯において、3人目以降の児童に係る保育料の軽減を図るもので、これにつきましては、従来からある県の制度と本年4月から実施しております本市の独自の制度に適應させるため改正させるものでございます。

オといたしまして、月途中入退所の児童に係る保育料算定方法を、法令等の基準に基づき、変更いたします。

また、3番目といたしまして、保育短時間に認定された場合の保護者から徴収する延長保育料を定めるものでございまして、児童1人につき1時間当たり100円といたします。

4番目、休園日は、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までのみに変更いたしまして、本土地域の保育園の開所時間等と統一を図るものでございます。

5番目といたしまして、短期間利用に対応できるよう、一時預かり保育の実施とその保育料を、児童1人につき1日当たり500円といたします。

また、用語を変更いたします。

最後に、施行期日でございますが、支給認定及び保育料及び多子世帯保育料減免につきましては、保護者の負担軽減と市の歳入確保の観点から、本

年4月1日にさかのぼりまして、延長保育料、一時預かり保育料及び休園日の変更につきましては、来年の4月1日の改正とすることとしております。

以上で、議案第169号薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員のほうから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

△議案第175号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止しておりました議案第175号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第175号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算、子育て支援課分について、まず歳出から御説明申し上げます。

第6回補正の予算に関する説明書37ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費は、5,064万9,000円の増額補正で、内容は説明欄をごらんください。

事項、児童福祉管理運営費は、児童手当等の職員手当等の調整、委託料につきましては、8カ所で実施しております地域子育て支援事業の国の単価改正があったことによるもの。病児保育事業普

及定着促進補助金につきましては、新たに1カ所の事業者が病児保育事業開設予定で、これに伴いまして開設準備経費、これは、机とか椅子とかベッド等の開設に要する備品購入に対する補助金でございます。

国庫支出金等精算返納金につきましては、平成27年度子ども・子育て支援交付金、これは放課後児童クラブ健全育成事業、延長保育事業等事業等の13事業に係る実績確定に伴います精算返納金でございます。

事項、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、国の補助事業で、保育所等におけるICT化を推進し、保育士の負担業務の軽減を図るとともに、保育所における事故防止等の体制強化を図るものでございまして、ICT化については、市内21カ所の保育園等、ビデオカメラにつきましては、17カ所の保育園等に設置予定で、いずれも保育園等から要望があった事業者に対して行うものでございます。

次の、3目児童館費2,897万5,000円の増額補正でございます。主なものについて御説明いたします。

放課後児童クラブ運営補助金は、放課後児童クラブの運営費に係る補助金です。平成28年度の国補助単価が増額になったこと及び実施児童クラブの2カ所増により増額するものでございます。

放課後児童クラブ施設整備補助金につきましては、次年度に放課後児童クラブを開設及び受け入れ児童数の増加に伴い移転をするため、建物整備2カ所増により増額するものでございます。

備考欄最後、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金につきましては、放課後児童クラブのパソコン及びその周辺機器購入に係る補助金でございます。平成28年度限りの事業で、11月の初め、国から協議の依頼がありまして、19児童クラブが実施予定でございます。

38ページをお開きください。

放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金につきましては、放課後児童クラブが一定時間まで開設しており、職員が一定の取り組み内容を実施した場合に、平成25年度の支払い賃金等と比較いたしましたして、増額（改善）いたしました差額分の賃金等を補助するものでございます。当初予定した児童クラブ数に対しまして、8カ所が取り組まなかったこと、それと増額（改善）する額が少な

かったため、減額するものでございます。

次は、4目保育園費は、1億7,799万7,000円の増額補正でございます。

事項、保育所運営費、補助事業扶助費につきましては、保育園・認定子ども園等の処遇改善加算や利用定員増に伴います、保育所運営費を増額いたすものでございます。

5目母子福祉費は、349万円の増額補正でございます。

事項、母子生活支援施設措置費につきましては、新たに母子生活支援施設に入所者が措置されたことに伴います増額でございます。

以上、歳出でございます。

引き続き、歳入につきましては、戻っていただき、17ページをお開きください。

子育て支援課分は、13款2項1目民生費負担金で、3節児童福祉費負担金は、保育所等保護者負担金1,321万1,000円の減額補正で、これにつきましては、国の制度改正がございまして、多子世帯の保育料計算に係る年齢制限の撤廃等による幼児教育無償化の拡大に伴いまして、保育料を減額するものでございます。

開けていただいて18ページ、15款1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金は7,541万8,000円の増額補正で、母子生活支援施設措置費負担金は、母子生活支援施設入所に係るもの、保育所運営費負担金は、処遇改善加算や利用定員増に伴う国庫負担金の増額でございます。

開けていただきまして19ページ、15款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金は3,102万1,000円の増額補正で、保育対策総合支援事業費補助金は、保育所等におけるICT化を推進とビデオカメラ設置に要するもの、放課後児童クラブ環境改善整備推進費事業費補助金は、放課後児童クラブのパソコン及びその周辺機器購入に要するもの、子ども・子育て支援交付金は、地域子育て支援事業の国の単価改正、放課後児童クラブ運営費等に係るもの、病児保育事業開設準備に係る国庫補助金でございます。

開けていただきまして20ページ、16款1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金のうち、子育て支援課分は2,924万1,000円の増額補正で、母子生活支援施設措置費は、母子生活支援施設入所に係るもの、保育所運営費負担金は、

処遇改善加算や利用定員増に伴う県費負担金の増額でございます。

開けていただきまして２１ページ、２項２目民生費補助金、３節児童福祉費補助金は、地域子ども子育て支援交付金で、地域子育て支援事業の国の単価改正、放課後児童クラブ運営費等に係るもの、病児保育事業開設準備に係る県費補助金です。

以上で、議案第１７５号一般会計補正予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほど説明の中で、ＩＣＴ化、保育所等におけるＩＣＴ化、これは保育士さんの負担軽減とおっしゃったんですが、どういう内容かというのをちょっと。

○子育て支援課長（知識伸一）グループ長が答弁します。

○主幹兼保育グループ長（平 利朗）ＩＣＴ化の関係につきましては、まず保育の業務支援システムということで、四つの機能を定めたものを対象としています。一つ目が園児台帳管理機能、二つ目が指導計画の作成機能、三つ目が保育日誌等作成機能、四つ目が、この三つを総括した部分ということで、現在は、保育士さんが、多くの方が手書き等で事務をしている部分を、今回これを導入することによって電子化を図って、保育士の業務負担の軽減を図るということで導入された事業でございます。

以上です。

○委員（井上勝博）保育士さんが使うパソコンとか、それからそのソフトということですね。わかりました。ちょっと勘違いしまして、子どもにパソコンをいじらせて、保育士さんの軽減をするのかなと思ったものですから。わかりました。

○委員長（福田俊一郎）ほかに、ございませんでしょうか。

○委員（新原春二）関連はするんですが、そもそも性能の中に、この前テレビを見てましたら、その放映がされておりまして、保育士さんが家庭との連絡に使う連絡帳を、そういうソフトがあって、保育士さんが、みんな若い人ですから、ぱっぱっぱと打って、家庭に連絡しようとして、メールで送ると。便利なのかなと、そのソフトの

中から送るというのがあって、非常に手間が省けて、効率がいいという報道があったんですけど、その機能も備えているんですか。それはまた別枠ですか。

○主幹兼保育グループ長（平 利朗）今の御質問についてお答えします。

県のほうに問い合わせたところ、今委員さんがおっしゃられた、その災害とかの緊急時にメール発信する、それだけの機能のものについては対象外ということで、あくまで先ほど申し上げた四つの機能がかったシステムに、プラスそういった機能が入った部分が対象になるという回答を得ています。

以上です。

○委員（新原春二）そのテレビの放映の中では、そういう機能も含めてなんでしょうけども、家庭との連絡に使う連絡帳というのがもともとあるみたいですよ。「きょうの誰々ちゃんは、きょうはこうこうして、こういう状況でした」とか、「これこれして熱が出ました」とかいう、リアルタイムで送って、非常にその連絡体制がよくて、好評だということであつたんです。それは、私立なのか公立なのかよくわかりませんが。そうしたソフトがあつて、非常に保育士の仕事の軽減につながって、家庭のほうも非常にリアルタイムでそういうのがわかって非常にいいちゅうことであつたんですけども、そういうシステムが入るんじゃなくて、基本的にはソフトはそういうものであつて、それとはまた別に、保育所独自のそういったシステムを使っているということで理解していいですか。

○子育て支援課長（知識伸一）今おっしゃいましたように、家庭との連絡とかできれば非常にいいことだと思います。あくまでも選定されるのは、園で選定されるものですから、そういういろんな今メーカーが出てきています。テレビ等でも、私が知ったのだとＮＴＴさんとかいろいろあると思うんですけど、そこで独自で選ばれて、やっぱりそこは会社さんでいろいろシステムが違うものですから、そこを一番いいのを取り入れられたのを、うちのほうに補助金を申請していただいて、その該当する分につきましては、上限１００万円までで補助をするというような形になると思います。

以上でございます。

○委員長（福田俊一郎）ほかに。

○委員（持原秀行）放課後児童クラブの施設整

備補助金ということで、2カ所計画されているということですが、そこの中身を教えていただきたいと思うのですが。計画されているんですよね、2カ所。ちょっとそこを具体的に教えてください。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 今のところ、2カ所応募がありまして、1カ所はそのスポーツクラブを運営しているところが御陵下にあるんですけど、そちらのほうで、いろいろやっぱり要望があって、学校から帰ってきたときにあわせて放課後児童クラブの、何か近くの民家を改修してしたいということで、そちらのほうの申し出がありまして、そういう形で来年の4月から行いたいということで、その準備に関する経費でございます。1カ所は、入来地域で放課後児童クラブをやっているところがあるんですけど、そこがちょっともう手狭とか、いろんなことがありまして、ちょっと移転をしたいということで、今、そういう形でその2カ所を整備の対象ということで。

今、ずっと増えてきております。私3年前に、ここの子育てに來たんですが、そのときは17カ所でした。でも、ことは23カ所まで増えておりまして、来年はもっと増える形で、今後要望があったところは、地域でいろんなあれで設立をしたいというお話がありますから、そういうのは財政当局と協議をしながら、可能な限り、該当する場合はまた設置に向けて考えていきたいと考えているところでございます。

**○委員（持原秀行）** 実は、こうして児童クラブ、たくさん子育てをするということと少子高齢化に非常にまた貢献しているわけですよね。そういう意味では、地域で子どもたちを育てるというのは非常にいい制度だと思っています。

そして、甕島です、甕島の特に手打地区とか、前行ったときに、例えば市の職員の方でも、子どもさんを連れて異動で行かれるわけです。そうすると、地域に知り合いの、例えば親戚とか、おじいちゃん、おばあちゃんがおられる方ならよろしいんですが、そうでない、誰も知らないというところに行ったときに、子どもたちが、幼稚園とか、それから小学校に行って帰ってきて、いないわけです、家に。本当にこういう児童クラブがあれば、もっと交流も盛んになって、行きやすくなって、子育てもしやすいんだという声をちょっと聞いたもんですから、そういうときにやはり、地域のほうから声が上って、これをやりたいというの

が主になって動きますよね、これは。だけど、そういう要望があっても、実際困っている人がいるところにどうにか行政のほうからでも、その地区コミ等のその地域とか、やっぱり主体となって運営をしてくれるところがないと、これはまたできないことでしょうけれども、いかそういう仕組みが学校と連携をとりながら、どうにかそういう仕組みづくりはできないものなんでしょうか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 実は、昨年ぐらいに、下甕のほうもみんな地域で盛り上げてしようということでお話があって、ずっと予算の関係もあれしとったんですが、やっぱり実際運用となりますと、お子様の数ですとか、今後のこと等々でちょっとトーンがダウンしているところがあります。今、待ってる状況なんですけど、なかなかどうしてもってことになれば、やっぱり今後はその大事なことだと思いますので、今後の検討の一つだとは思っています。

以上でございます。

**○委員（持原秀行）** 児童クラブを運営するという補助金の判定とかすれば、大体30人とか40人弱ですよね、こういうところが一番補助率とか、そういうのもよくて、そこまでどうぞっていうのは集まらないんですよね。子どもさんがいないわけですから。ただ、切実にそれを知って連れて行った方なんかは、非常に子育てに不安を持ちながら仕事をされているという実態もあるわけですので、どうにかそういうところも、また地域の人たちとも共有し合って解決できるような、そういうふうになっていけば、もっと働きやすい環境に地域もなっていくんじゃないかなと思ったもんですから聞いてみたところですが、どうにか少人数でもそれを受け入れるという体制ができれば、まだこちらから行ける、子ども連れでも行きたいという人が増えてくるんじゃないかなと思ったもんですから、ちょっと聞いてみたところでした。ぜひ、そういうところでもまた、少人数でも改善できるような仕組みをつくっていただきたいということをお願いしておきます。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 今ありました小規模の放課後児童クラブというのはやはり、地域によりましては可能性のあるところでございます。もしも国の基準が20人以下と、ずっとあるんですけど、やはり小さい放課後児童クラブにつきましては、本市の独自の上乗せの加算といいますか、

そういう補助はやっているところなんですけど、やっぱりその運営をしますと、やっぱりその見る方とか、そういうのもやっぱりいろいろあるみたいですので、そこあたりを改善できて、みんながまたやっていただけるような形やったらできると思うんですけど、行政としてもちょっと様子を今見させていただいているところというのが現状でございます。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、議案第175号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第190号 平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止しておりました議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第190号一般会計補正予算、子育て支援課分について御説明申し上げます。

第7回補正の予算に関する説明書19ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費は、66万1,000円の増額補正で、人事院勧告に伴う給与費の補正でございます。

以上で、議案第190号一般会計補正予算中、

子育て支援課分についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、議案第190号平成28年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次は、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○子育て支援課長（知識伸一）特に、ございません。

○委員長（福田俊一郎）所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）保育士さんが定員というか定数というか足らなくて、子どもさんがけがをして、目が行き届かなかったということで保護者のほうに説明がされた。保育士不足ということで、そういうことがあるんだなというのを、これは聞いた話ですけども、保育士さんの定数というか定員というか、そういうものが満たさないという保育所さんも結構多いんでしょうか、実態はどうなっているのでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一）その保育園とか、今私どもが所管しておりますのは、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、それから事業所内保育所なんですけど、定員に保育士さんが足らな

いというところはございません。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

○委員（井上勝博）はい。

○委員（瀬尾和敬）本会議場で部長が、保育所の待機児童に関して、「いろいろと将来明るい展望がある」というようなことをお話になっておられました。きのう、天辰に今建築中の「りぼん保育園」というんですか、あそこの前を通りかかったの、何で私が興味があったかと言うと、あれは祁答院の藺牟田の保育所がこっちに進出してきたということで、興味があったので場所を確認に行ったのですが、この場で聞いていいのかわかりませんが、あれは何人ぐらいを目指した保育所になるのでしょうか。

○子育て支援課長（知識伸一）定員が60名ということで申請が出ております。

○委員（瀬尾和敬）60名だと、2割プラスぐらいできるわけだから、七十数名、72名ぐらいまではいいわけですか。相当頑張る保育所で、何でもかと言いますと、先ほど言いました祁答院の文化祭というのに毎年児童の作品を展示させてもらってるんですが、ことしは手を挙げて和太鼓をさしてくれと言われたんです。見事な演奏で、今、どっちかという、薩摩川内市のすわ保育園がとても有名なんです、あそこを目標にしてこういう指導に取り組んでこられたのかと。いや、おそらく評判を呼ぶと思いますよ。だから、ここまで、まだ5歳かそこらの子どもですよ。ぴしゃっとうできたということは期待できるなと思って、だから、部長が、さもこう、「いや、待機児童はだんだん解消します」と言われるもんだから、相当、内心強い気持ちでおられるのと、そういう一つの理由として、そういう「りぼん保育園」の開設等もあるのかなと思ったものですから、申し上げました。部長、そういうことだったんですか。

○市民福祉部長（春田修一）胸を張って言うてるのではなくて、前語りを、今の状況での申請があれば解消できるものという形で言っております。

ただ、いずれにしても子育て支援という形では、やっぱり女性の活躍ということも考えますと、どうしても待機児童がいない状態、あるいは産休から1年半、今度改正によってちょっと延びましたが、1年半たつと産休がとれないというような状況等が今あって、年度途中で申請が上がってきても、なかなか入れない状態がございますの

で、そういうのをできるだけ、4月1日には待機児童ゼロにして、年度末に200ぐらいの待機者が出ますので、それも次のステップとしてゼロにできればというふうに考えているところでございまして、来年度で全部待機児童対策が解決するわけではないので、平成29年度以降も状況を見ながら検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○委員（新原春二）関連するんですが、待機児童を解消するというので、一番手っ取り早いのは、新しい保育園をつくるのが一番手っ取り早いということなんでしょうけども、来年度予算になると思うんですけども、新しく保育園、幼稚園を開設される募集をされたと思うんですけども、大体今の状況の中で回答が出るのかわかりませんが、支障がなかったら、何カ所ぐらいの新しい保育園を考えていらっしゃるのか。そこ辺がわかったら……。

○子育て支援課長（知識伸一）11月に、1年に1回保育所整備の要希望調査というのをしておるんですが、今回は4カ所応募があったんですけど、国の予算がない限り、相当大きなお金を使うもんですから、そこはあくまでもその要望をお話を聞いて、今後はその国のほうが、じゃあその施設をつくる方を挙げてくださいと、そういうときにまた協議に入りたいと思うんですが、要望は4カ所ございました。

以上でございます。

○委員（新原春二）それで、来年度、再来年と増えていけばベストなんですけども、来年なら幾つということにはまだ策定はされていないですね。例えば、今の場合、解消するために、要するに幾らいるよ、国のほうに何カ所分、例えば4カ所なら4カ所分の補助を出してくださいね、ということで要望をされるのか、待機児童のバランスを見てされるのか、そこら辺はどうなんですか。

○子育て支援課長（知識伸一）待機児童が、薩摩川内市の場合は、平成24年度は厚生省の基準でゼロ人でした。平成25年度から発生しておりまして、昨年度が31人で、ことしが6人でした。待機児童がいる市町村は、合わせてメニュー事業があるんですが、それをするによって負担率が少ない、国がかさ上げをしてくれる制度で今保育所をつくっておるところでございます。

基本的には、国が2分の1、市町村が4分の1、

つくられる事業者さんが4分の1なんですけど、待機児童がおる場合は、その市の4分の1が12分の1という形で、安くできるもんですから、そういうのを活用できる分は活用をさせていただいているところでございます。

今、4カ所つくっておるんですが、順調にいきますと125人定員がふえますので、そうなりますと、4月1日時点の数になりますので、待機児童が発生しない場合なんかは、やはり市の負担がまた4分の1になって、ありがたいことなんですけど、そこあたりもありますので、やはり来年の状況も見ながら、また検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（福田俊一郎）いいですか。

○委員（新原春二）はい。

○委員（森満 晃）済いません、関連しますけども、待機児童の件で、保育園の空きがないかということで、役所のほうの受付に問い合わせはするんですよね。やっぱり対応が若干冷たいというか、上からの感じで、「あそこあそこは空いていませんよ」というような、簡単に淡々と、申し込むときに受付の女性の方が言われるということで、そういうのをちょっと聞くもんですから、「何とか子どもを入れないだろうかということで問い合わせをするだけだ」ということで、ちょっと最近そういうのを耳にしたもんですから、そういう対応も……。なかなか空きがなくて厳しいとは思いますが、せめての対応はあれしていただいたらと思います。要望です。

○委員長（福田俊一郎）意見、要望です。

○委員（井上勝博）待機児童という場合に、例えばこういうことが言われたんです。入来町の方が、入来町の保育所が空いていなかったもんだから、永利町に空いていたので、永利町に出てきました。今度小学校に上がります。その子どもの友達は、そこの保育所との友達ができちゃったものだから、「入来町には行きたくない、永利町に行きたい」と言う子どもがいると。だから、結局、地元の保育所に入ることが本当はよかったんだけど、やむを得ず永利町に行った。これ待機児童じゃないわけなんだけど、でも、こういう方でもやっぱり解消していかなければいけないと思うんです。その辺は、どうなのでしょう。その辺の解消も考えられているのでしょうか。つまり、

希望する保育所に行く。

もう一つのケースは、お姉ちゃんは地元の保育所に入ったんだけど、弟のほうは空いてなかったからよそに連れて行ってるってケースも聞いたことがあるんですけど、そういったことも含めて解消ということに、視野に入れていらっしゃるのでしょうか。その辺どうでしょう。

○子育て支援課長（知識伸一）今、おっしゃいましたように、待機児童は非常に重たい問題でございまして、平成21年ぐらいから定数を600ぐらい増やしたんですよ。でも、同じぐらい申込みのほうが増えて、なかなかうまくいかない状況で、今お話にありますように、何名かのお子様につきましては、上のお子様と下のお子様とやはり違うところもありますし、また逆に、全然入れてなくて、認可外に入ってる場所もあります。

私どもも、まずはその、全部はやはり財政もありますからできませんので、まずは、先ほど部長からありましたように、来年の4月で、とりあえずは待機児童が厚生省の基準によるのがなくなったらいいなと考えておりまして、それから後はまたいろんな予算も限られてますけど、また私のほうもいろいろ協議をしながら、そういう形で、できれば同じお子様は同じ保育園でということで、できればその希望されるところに入れるような形になったらすごくいいとは思いますが、そのような形で考えては、この事務は進めていきたいとは考えております。

以上でございます。

○委員長（福田俊一郎）いいですか。

○委員（井上勝博）はい。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですね。質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からありますか。いいですか。

○議員（松澤 力）済いません、ちょっと細かいことで申しわけありません。

保育園の入園のときの手続なんですけど、ちょっと子育て世帯の方からあって、保育園にもよるのかもしれないんですけど、人気の保育園なのかあれですけど、お母様が前日の昼間ぐらいから並ぶというか、その翌日の受付のために徹夜で並んで受付をしないといけないという、そういうやり方になってるのかもしれないですけども、そういう運営のやり方しかないのか。半ば、逆に昼間

どうしても仕事がある方は並びたくても並べない方もそうなるというとか、何日前から並ぶとか、何かどんどん大変なことになっていくのかなという感じにはなるのかなと思います。その受付の方法とか、何か運営の方法で工夫できる場所がないかなとちょっと思ったところであったんですけども。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 今、前日から徹夜で並んでという形だと思うんですけど、小学校に入る前の施設の形態が、認定こども園というのと保育園というのと、それから小規模事業所さんとかあるんですけど、うちのほうで、子育てのほうで受付をしているのは保育の必要な方で、保育園関係になります。今お話がありましたのは、幼稚園さんですか認定こども園さんの支給認定というのをさっき私が言ったんですけど、今1号、2号、3号という形で子どもさんを支給認定で分ける形で。昔の幼稚園に行かれる方が1号なんですけど、その方々が、去年の新聞の投書などで書かれているのを私も見たことがあります。前から並んで、朝8時半に行ったらもう枠がなかったとか、そこの園で1号は決めるんです。今ありましたように、実際私もそういうお話は聞いていますので、またこういう議会の場でも、こういう問題で意見があったというのは、そこの園長先生なんかの一緒に会議なんかもありますので、またそういう問題提起はしていきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（福田俊一郎）** よろしいですか。

**○委員（松澤 力）** はい。

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

春田部長を初め、当局の皆さんお疲れさまでございました。

[当局退室]

---

△委員会報告書の取扱い

**○委員長（福田俊一郎）** 以上で、日程の全ては終わりました。

委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議ありませんので、そのように取り扱います。

---

△閉会中の継続調査申出・委員派遣の取扱い

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま配付しておりますけれども、閉会中の継続調査の案について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、また、閉会中に現地視察など委員派遣を行う場合は、その手続を正・副委員長に御一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議ありませんので、そのように取り扱います。

---

△閉 会

**○委員長（福田俊一郎）** 以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。本日は、皆さん、大変お疲れさまでございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会

委員長 福田 俊一郎